

釧路港港湾 BCP

《計画・検討編》

平成 26 年 3 月

釧路港港湾 BCP 協議会

表 釧路港港湾BCP 策定・改訂等の履歴

| No. | 年 月 | 改訂等の主な概要 |
|-----|----------|--------------|
| 1 | 平成26年 3月 | 新規策定 |
| 2 | 平成27年 9月 | 初動対応に関する変更 等 |
| 3 | 令和3年 3月 | 電源対策の追加 |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |
| 11 | | |
| 12 | | |
| 13 | | |
| 14 | | |
| 15 | | |
| 16 | | |
| 17 | | |
| 18 | | |
| 19 | | |
| 20 | | |
| 21 | | |
| 22 | | |
| 23 | | |
| 24 | | |
| 25 | | |

※) 緊急連絡先一覧表は、履歴には含めない

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1. 釧路港港湾 BCP について | 1 |
| 1-1 釧路港港湾 BCP の策定目的 | 1 |
| 1-2 釧路港港湾 BCP の策定方針 | 1 |
| 1-3 釧路港港湾 BCP 協議会 | 1 |
| 1-4 釧路港港湾 BCP の対象機能 | 5 |
| 1-5 釧路港港湾 BCP の発動基準 | 5 |
| 2. 釧路港について | 6 |
| 2-1 釧路港の取扱貨物 | 6 |
| 2-2 釧路港の港湾施設の現状 | 7 |
| 2-3 釧路港における災害対策施設 | 14 |
| 3. 被害想定について | 16 |
| 3-1 被害想定箇所 | 16 |
| 3-2 被害想定 | 17 |
| 3-3 港湾機能の停止によって想定される影響 | 31 |
| 4. 機能別の行動計画 | 33 |
| 4-1 行動計画の考え方 | 33 |
| 4-2 緊急物資輸送機能 | 34 |
| 4-3 エネルギー輸送機能（石油類） | 39 |
| 4-4 エネルギー輸送機能（石炭） | 44 |
| 4-5 国際バルクターミナル機能 | 49 |
| 4-6 ユニットロードターミナル機能（内貿） | 54 |
| 4-7 ユニットロードターミナル機能（外貿） | 59 |
| 4-8 水産基地としての機能 | 64 |
| 5. 連絡体制 | 68 |
| 5-1 情報連絡体制 | 68 |
| 5-2 釧路市水産港湾空港部から発信する情報の内容について | 70 |
| 6. ボトルネックと事前対策 | 71 |
| 6-1 ボトルネックと事前対策 | 71 |
| 6-2 事前対策の役割分担 | 71 |
| 7. その他必要な事項 | 73 |
| 7-1 PDCA サイクルによる計画の見直し | 73 |
| 7-2 BCP 訓練 | 74 |
| 7-3 初動対応について | 75 |

1. 釧路港港湾 BCP について

1-1 釧路港港湾 BCP の策定目的

平成 23 年 3 月、東北地方で東日本大震災が発生し、釧路港でも最大 2.1m の津波が押し寄せ、浸水等の被害が発生した。釧路港は、東北海道の暮らしや産業を支える物流拠点港湾であり、地震・津波等の大規模災害により港湾機能が停止した場合、背後圏へ与える影響は大きなものとなることから、平成 23 年 12 月に改訂した釧路港港湾計画において「港湾及び港湾に隣接する地域を地震による津波災害から守るため、釧路港の港湾 BCP の策定に向けて取り組むこと」と位置付けたところである。

「釧路港港湾 BCP」は、港湾機能の回復目標、各々の役割分担、行動計画及び情報連絡体制、事前対策等を整理し、釧路港を利用する各関係機関が連携することで、地震・津波等による大規模な災害が発生した際、港湾機能の維持及び早期復旧を図ることを目的とする。

1-2 釧路港港湾 BCP の策定方針

港湾物流は、多数の民間企業や行政関係機関が関係しており、単独の企業 BCP とは異なる特殊性を考慮する必要があることから、以下の項目を念頭に釧路港港湾 BCP の策定を進める。

- 1) 被災対象施設は港湾施設とする。
- 2) 緊急物資輸送機能やエネルギー輸送機能等、港湾機能毎に緊急度や優先度が異なることから、各港湾機能で回復目標を整理することを基本とする。
- 3) 多様な関係者が関わることから、回復目標の共有、各関係者の役割の整理と情報連絡体制の構築に主眼を置き、個々の詳細な行動計画については各関係者の検討（必要に応じて BCP の策定）に委ねる。

1-3 釧路港港湾 BCP 協議会

地震・津波等による大規模な災害が発生した際に港湾機能を維持するためには、港湾物流に関わる荷主、港湾運送事業者等の民間企業や行政関係機関など、多様な関係者の連携が必要となることから、「釧路港港湾 BCP 協議会」を設置し、その議論を踏まえて各関係者の役割や行動計画、情報連絡体制等について整理し、「釧路港港湾 BCP」を策定した。

次頁に釧路港港湾 BCP 協議会設置要綱を、**表 1-3-1** に釧路港港湾 BCP 協議会名簿を示す。

釧路港港湾 BCP 協議会 設置要綱

(名称)

第1条 本協議会は、「釧路港港湾 BCP 協議会」（以下「本協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、地震・津波等による大規模な災害が発生した場合に、港湾施設の被災によって港湾機能が低下することによる地域への影響を最小限とすべく、釧路港を利用する関係各機関等が相互に連携を図り、港湾機能の維持及び早期復旧を図るために必要な事項を協議し、釧路港における災害対応力の強化を目的とする。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、災害発生時の連携等について検討を行う。

- (1) 釧路港の港湾機能の維持及び復旧方策に関する事
- (2) 災害時の連携体制の構築及び情報の伝達に関する事
- (3) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本協議会の会員は、別紙に掲げる釧路港に関連する行政機関、釧路港を利用する民間企業、団体等で構成する。ただし、必要に応じて、新たな関係機関、団体等から会員を追加することができる。

(座長)

第5条 本協議会に座長を置くこととし、会員の互選によりこれを定める。

- (1) 座長は、会務を総理し、本協議会を代表する。
- (2) 座長は、会員の中から副座長を指名するものとする。
- (3) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代行する。

(オブザーバー)

第6条 本協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(会議の開催)

第7条 本協議会は、座長が必要に応じて召集することができる。また、座長は必要に応じて、会員以外の関係者の出席を求めることができる。

(会員の代理)

第8条 会員は、代理人の出席を認める。

(事務局)

第9条 本協議会の事務局は、釧路市水産港湾空港部に置く。

2 事務局は、本協議会の庶務を行う。

(規約の改正)

第10条 この規約は、必要に応じて改正でき、会員の承認を持って適用される。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、本協議会で協議の上、これを定める。

附 則 この規約は、平成24年11月28日より適用する。

表 1-3-1 釧路港港湾 BCP 協議会 名簿

【会 員】

| 所 属 | 役 職 |
|--------------------------|---------|
| 北海道大学大学院工学研究院北方圏環境政策工学部門 | 准 教 授 |
| 釧路港湾振興会 | 会 長 |
| 釧路貿易振興会 | 会 長 |
| 釧路港湾協会 | 会 長 |
| 釧路港運協会 | 副 会 長 |
| 釧路港安全対策協議会 | 建設部会会長 |
| 道東倉庫協会 | 会 長 |
| 釧路船主協会 | 会 長 |
| 西港石油基地共同防災組織運営委員会 | 会 長 |
| 釧路水産協会 | 専務理事 |
| 釧路水産物流通協会 | 会長理事 |
| 釧路水先区水先人会 | 会 長 |
| 釧路海上保安部 | 部 長 |
| 北海道運輸局釧路運輸支局 | 支 局 長 |
| 小樽検疫所釧路出張所 | 出張所長 |
| 函館税関釧路税関支署 | 支 署 長 |
| 札幌入国管理局釧路港出張所 | 出張所長 |
| 横浜植物防疫所札幌支所釧路出張所 | 所 長 |
| 釧路開発建設部築港課 | 課 長 |
| 釧路開発建設部釧路港湾事務所 | 所 長 |
| 釧路市総務部総務課 | 防災危機管理監 |
| 釧路市総合政策部都市経営課 | 次 長 |
| 釧路市消防本部総務課 | 次 長 |
| 釧路市水産港湾空港部 | 部 長 |

【オブザーバー】

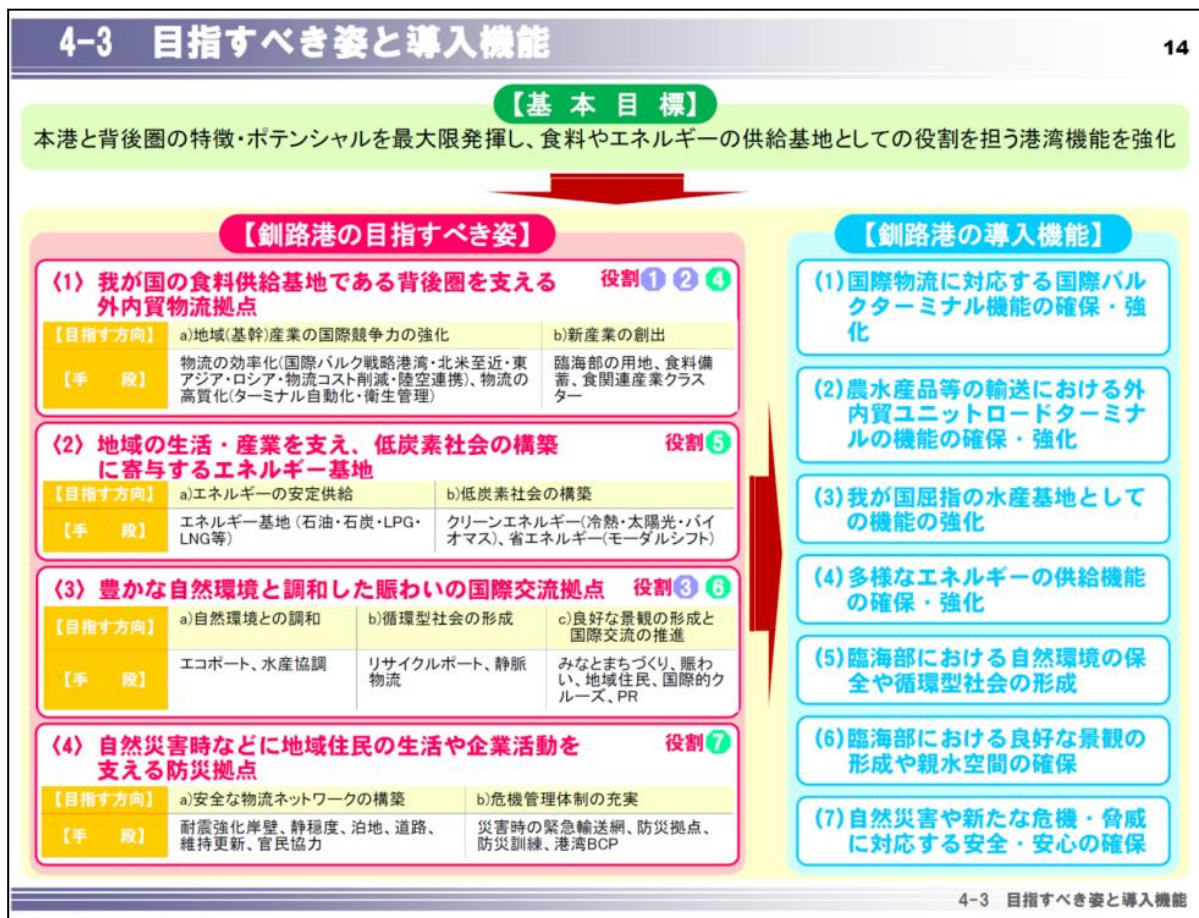
| | |
|-------------|-------|
| 北海道開発局港湾計画課 | 港湾企画官 |
|-------------|-------|

1-4 釧路港港湾 BCP の対象機能

図 1-4-1 に釧路港長期構想（H23 策定）における、釧路港の目指すべき姿と導入機能を示す。これによると、「釧路港の導入機能」として7つの機能が整理されている。

釧路港港湾 BCP では、7つの機能のうち、港湾物流に係わる①国際バルクターミナル機能、②ユニットロードターミナル機能、③水産基地としての機能、④エネルギー輸送機能、⑦緊急物資輸送機能（防災拠点としての機能）の5つについて検討を進める。

なお、特殊性を考慮し、②ユニットロードターミナル機能については内貿・外貿を区分し、④エネルギー輸送機能については石油類・石炭に区分することとする。



出典：「釧路港長期構想委員会資料 P14 より」

図 1-4-1 釧路港の目指すべき姿と導入機能

1-5 釧路港港湾 BCP の発動基準

釧路港港湾 BCP の発動基準は、表 1-5-1 のとおり「釧路地域で震度 5 弱以上の地震を観測したとき」又は、「北海道太平洋沿岸東部に津波警報以上が発表されたとき」とする。

表 1-5-1 釧路港港湾 BCP の発動基準

| 災害区分 | 発 動 基 準 |
|------|---------------------------|
| 地震 | 釧路地域で震度 5 弱以上を観測したとき |
| 津波 | 北海道太平洋沿岸東部に津波警報以上が発表されたとき |

2. 釧路港について

2-1 釧路港の取扱貨物

釧路港における取扱貨物の推移を、表 2-1-1 及び図 2-1-1 に示す。

釧路港の取扱貨物量は、平成 15 年から平成 17 年までは約 2 千万トンで横ばいだったが、平成 17 年から平成 21 年までは緩やかな減少傾向であった。平成 22 年以降は緩やかに増加し、平成 24 年は 1,553 万トンを超え、前年と比較すると約 30 万トンの増加であった（対前年比 102.0%）。

平成 24 年の取扱貨物量の内訳は、外貨貨物が 2,930,464 トン、内貨貨物が 12,608,210 トンであり、内貨貨物が全体の 81.1%を占めている。

輸移出入別でみると、輸出 1.0%、輸入 17.9%、移出 36.4%、移入 44.7%で、輸移入が取扱貨物量の 6 割以上を占めている。

表 2-1-1 釧路港における取扱貨物量の推移

| 区分 年次 | 総 計 | | | 外 貨 | | | 内 貨 | | |
|----------|------------|-----------|------------|-----------|---------|-----------|------------|-----------|-----------|
| | 計 (t) | 出貨 (t) | 入貨 (t) | 計 (t) | 出貨 (t) | 入貨 (t) | 計 (t) | 出貨 (t) | 入貨 (t) |
| 平成 15 年 | 20,704,900 | 7,514,015 | 13,190,885 | 3,831,569 | 104,172 | 3,727,397 | 16,873,331 | 7,409,843 | 9,463,488 |
| 平成 16 年 | 20,927,637 | 7,404,028 | 13,523,609 | 4,486,407 | 117,254 | 4,369,153 | 16,441,230 | 7,286,774 | 9,154,456 |
| 平成 17 年 | 20,996,121 | 7,333,834 | 13,662,287 | 4,218,760 | 136,517 | 4,082,243 | 16,777,361 | 7,197,317 | 9,580,044 |
| 平成 18 年 | 19,206,658 | 6,683,879 | 12,522,779 | 4,114,556 | 110,733 | 4,003,823 | 15,092,102 | 6,573,146 | 8,518,956 |
| 平成 19 年 | 18,430,622 | 6,198,762 | 12,231,860 | 4,852,239 | 104,761 | 4,747,478 | 13,578,383 | 6,094,001 | 7,484,382 |
| 平成 20 年 | 18,013,335 | 6,139,914 | 11,873,421 | 4,471,411 | 90,871 | 4,380,540 | 13,541,924 | 6,049,043 | 7,492,881 |
| 平成 21 年 | 15,008,772 | 5,572,384 | 9,436,388 | 2,739,611 | 102,811 | 2,636,800 | 12,269,161 | 5,469,573 | 6,799,588 |
| 平成 22 年 | 15,090,639 | 5,617,905 | 9,472,734 | 3,040,113 | 134,455 | 2,905,658 | 12,050,526 | 5,483,450 | 6,567,076 |
| 平成 23 年 | 15,230,513 | 5,760,139 | 9,470,374 | 2,841,306 | 125,531 | 2,715,775 | 12,389,207 | 5,634,608 | 6,754,599 |
| 平成 24 年 | 15,538,674 | 5,811,577 | 9,727,097 | 2,930,464 | 151,195 | 2,779,269 | 12,608,210 | 5,660,382 | 6,947,828 |

資料：釧路港統計年報

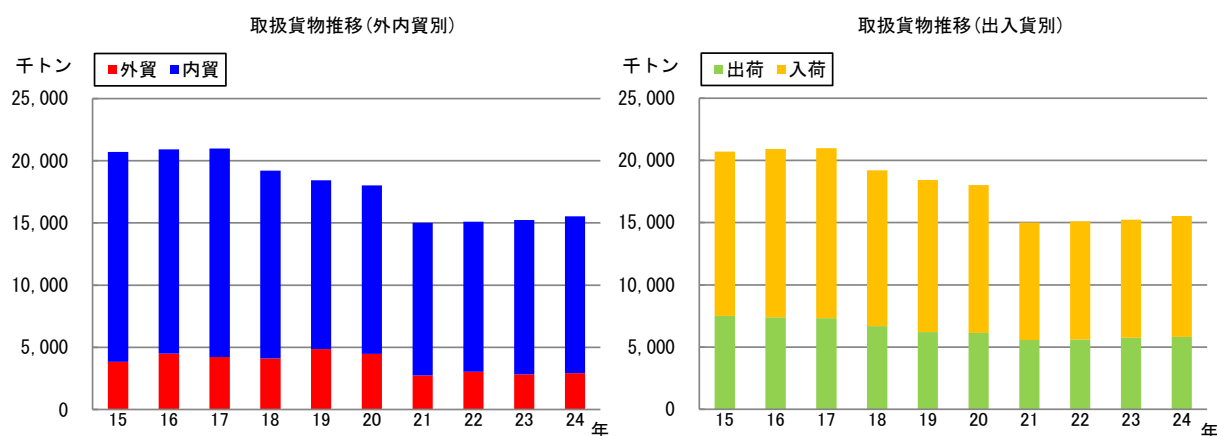


図 2-1-1 釧路港における取扱貨物量の推移

2-2 釧路港の港湾施設の現状

釧路港の主要な港湾施設の現況は、以下のとおりである。

2-2-1 外郭施設

釧路港における外郭施設を、表 2-2-1 及び図 2-2-1 に示す。

表 2-2-1 外郭施設

| 番号 | 地区 | 名称 | 延長 | 備考 |
|----|-----|-----------|--------|-----------------|
| ① | 東港区 | 南防波堤 | 585m | 平成 22 年度までの完成延長 |
| ② | | 南副防波堤 | 182m | |
| ③ | | 北防波堤 | 1,246m | |
| ④ | | 西防波堤 | 673m | |
| ⑤ | | 築港船入潤西防波堤 | 187m | |
| ⑥ | | 築港船入潤北防波堤 | 73m | |
| ⑦ | | 知人防波堤 | 60m | |
| ⑧ | | 南外防波堤 | 501m | |
| ⑨ | | 港町防波堤 | 192m | |
| ⑩ | | 南埠頭防潮堤 | 735m | |
| ⑪ | 西港区 | 東防波堤 | 1,205m | |
| ⑫ | | 船入潤 A 防波堤 | 100m | |
| ⑬ | | 船入潤 B 防波堤 | 100m | |
| ⑭ | | 船入潤 C 防波堤 | 52m | |
| ⑮ | | 船入潤 D 防波堤 | 50m | |
| ⑯ | | 船入潤 E 防波堤 | 50m | |
| ⑰ | | 南防波堤 | 2,520m | |
| ⑱ | | 西防波堤 | 1,155m | |
| ⑲ | | 島防波堤 | 1,660m | |

資料：釧路港要覧 2011/2012

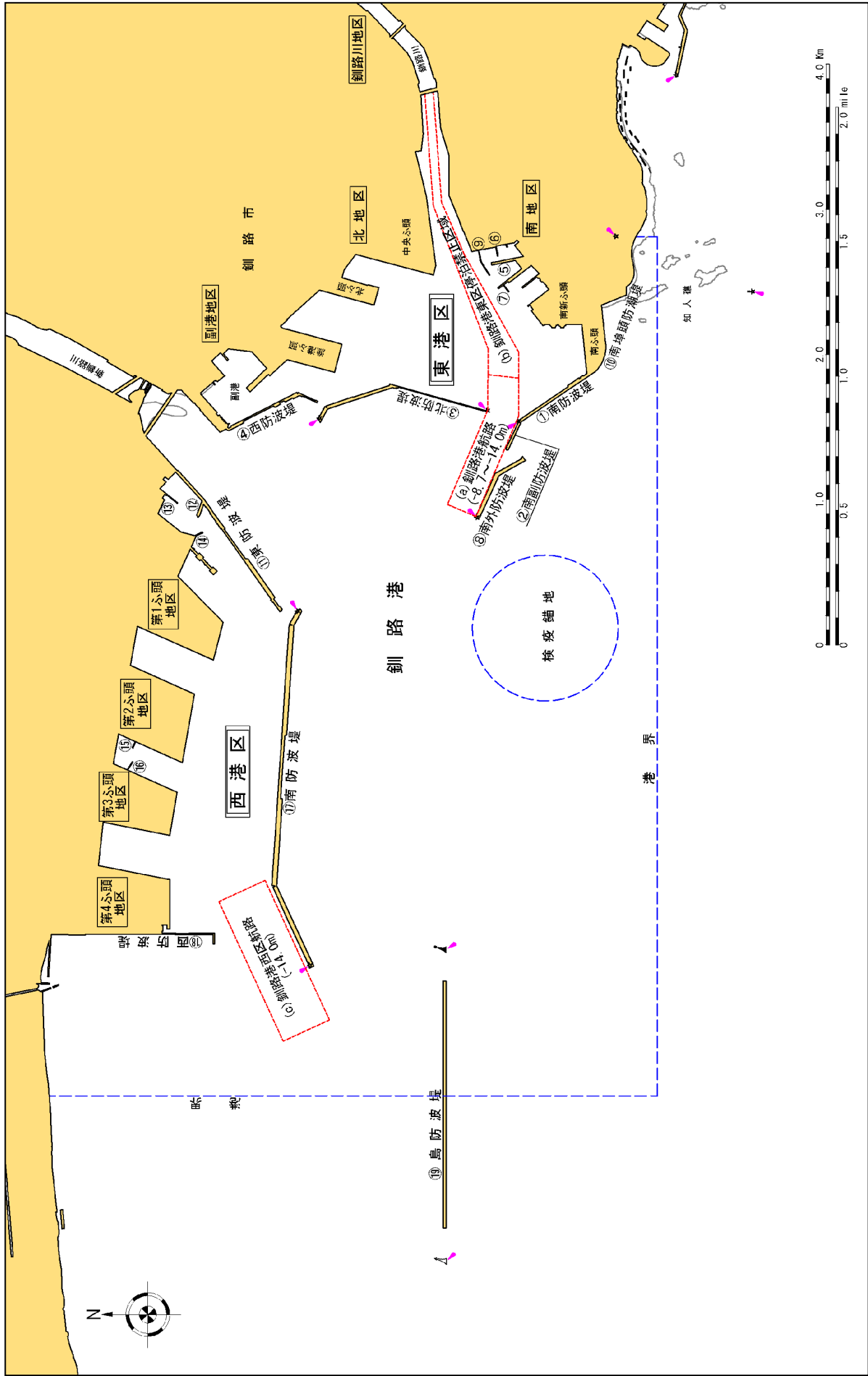
2-2-2 水域施設

釧路港の主な水域施設を、表 2-2-2 及び図 2-2-1 に示す。

表 2-2-2 水域施設（航路）

| 番号 | 航路名 | 水深 | 幅員 | 延長 | 備考 |
|-----|-----------------|--------------|-----------|--------|-------|
| (a) | 釧路港航路 | -8.7m~-14.3m | 212m~230m | 980m | |
| (b) | 釧路港東区 停泊禁止区域 | -2.1m~-10.4m | 50m~220m | 2,120m | |
| (c) | 釧路港西区 航路 | -14.0m | 350m | 1,058m | 水深は暫定 |

資料：釧路港要覧 2011/2012



資料：釧路港要覧 2011/2012、海上保安庁刊行海図W31より作成

図 2-2-1 釧路港における主要な外郭施設及び水域施設

2-2-3 係留施設

東港区の係留施設を表 2-2-3 に、西港区の係留施設を表 2-2-4 に示す。

なお、東港区の係留施設位置を図 2-2-2 に、西港区の係留施設位置を図 2-2-3 に示す。

表 2-2-3(1) 係留施設 (東港区)

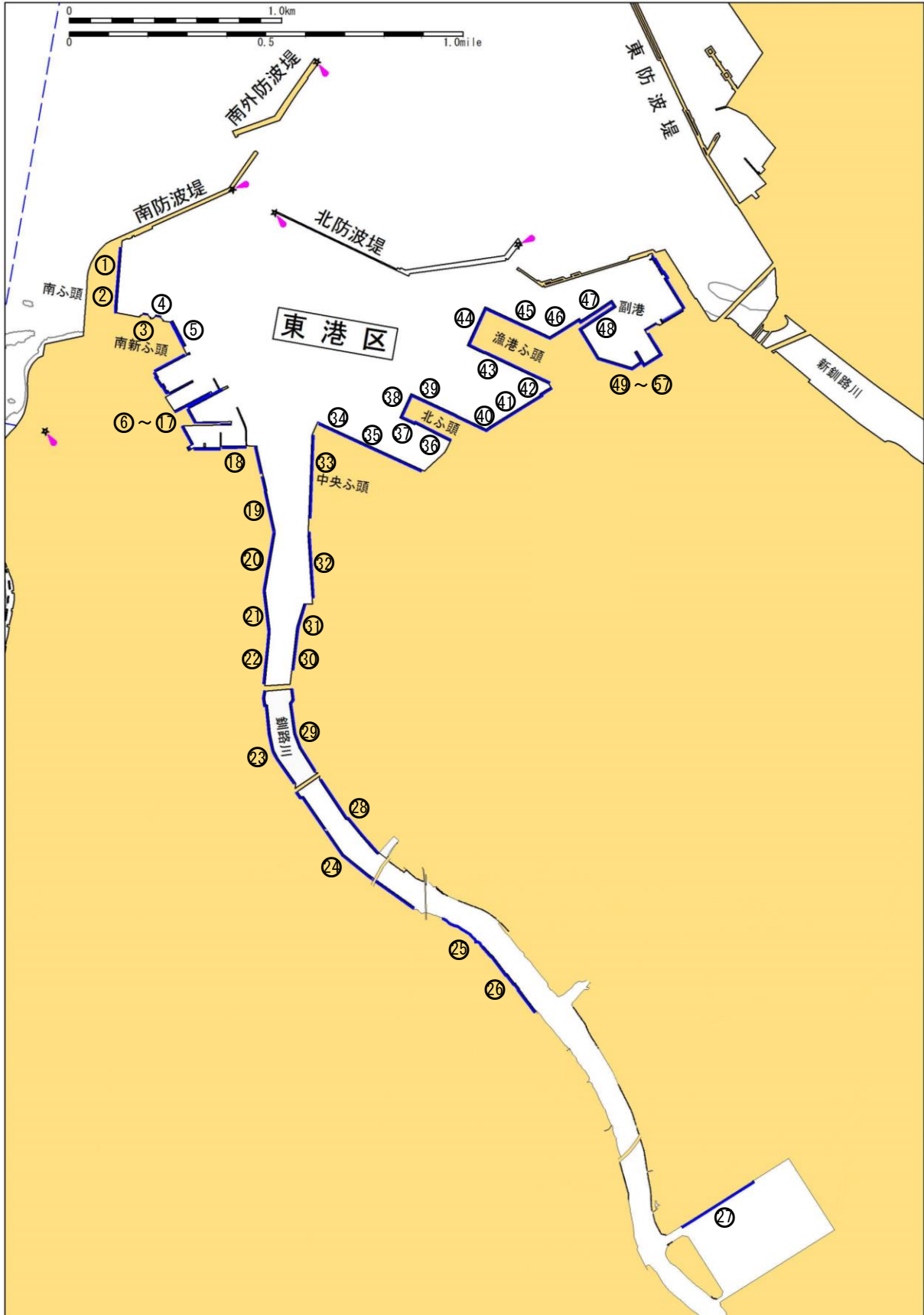
| No | 港区 | 地区 | 施設名 | 水深 (m) | 延長 (m) | 重量 (t) | バース数 |
|----|-----|-------|----------------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 1 | 東港区 | 南地区 | 南埠頭石炭ローダー | -7.5 | 217 | 5,000 | 130×1 |
| 2 | | | 南埠頭雑貨岸壁 | -5.4 | 91 | 2,000 | 90×1 |
| 3 | | | 南新埠頭南側ドルフィン | -7.5 | 130 | 5,000 | 130×1 |
| 4 | | | 南新埠頭雑貨岸壁 | -7.5 | 130 | 5,000 | 130×1 |
| 5 | | | 南新埠頭西側ドルフィン | -5.0 | 70 | 1,000 | 70×1 |
| 6 | | | 南新埠頭物揚場 | -2.0 | 158 | 100 | |
| 7 | | | 知人町船揚場 | -3.0 | 155 | 500 | |
| 8 | | | 知人町船溜-6.0m岸壁 | -6.0 | 195 | 2,000 | 65×3 |
| 9 | | | 知人町船溜-5.0m岸壁 | -5.0 | 110 | 2,000 | 45×2 |
| 10 | | | 知人町船溜-4.0m物揚場 | -4.0 | 73 | 500 | |
| 11 | | | 知人町-3.0m物揚場 | -3.0 | 180 | 82 | |
| 12 | | | 船入澗西側物揚場 | -3.0 | 101 | | |
| 13 | | | 船入澗北側物揚場 | -3.0 | 125 | 5 | |
| 14 | | | 船入澗北側船揚場 | -1.8 | 18 | | |
| 15 | | | 港町物揚場 | -4.0 | 50 | | |
| 16 | | | 港町-4.0m物揚場 | -4.0 | 86 | | |
| 17 | | | 港町船溜-4.0m物揚場 | -4.0 | 50 | | |
| 18 | | | 入舟-7.5m岸壁 | -7.5 | 130 | 5,000 | 130×1 |
| 19 | | | 入舟(A)-6.0m岸壁 | -6.0 | 260 | 2,000 | 130×2 |
| 20 | | | 入舟岸壁 | -3 | 280 | 50 | |
| 21 | | | 入舟(B)-6.0m岸壁 | -6 | 165 | 2,000 | 60×3 |
| 22 | | 釧路川地区 | 大町岸壁 | -6 | 250 | 500 | |
| 23 | | | 大川町物揚場 | -3 | 406 | 5 | |
| 24 | | | 城山物揚場 | -2 | 720 | 5 | |
| 25 | | | 材木町(A)物揚場 | -2 | 309 | 10 | |
| 26 | | | 材木町(B)物揚場 | -2 | 310 | 10 | |
| 27 | | | 水面貯木場物揚場 | -2 | 400 | | |
| 28 | | | 川上町・旭町物揚場 | -2 | 440 | 10 | |
| 29 | | | 末広物揚場 | -3 | 390 | 10 | |
| 30 | | | 錦町岸壁 | -6 | 201 | 1,000 | |
| 31 | | | 幸町-6.0m岸壁 | -6 | 120 | 2,000 | 60×2 |
| 32 | | 北地区 | 中央埠頭東側岸壁 | -9 | 310 | 10,000 | |
| 33 | | | 中央埠頭東側岸壁 | -7.5 | 390 | 5,000 | 130×3 |
| 34 | | | 中央埠頭-10.0m西側岸壁 | -10 | 180 | 15,000 | 185×1 |
| 35 | | | 中央埠頭-9.0m西側岸壁 | -9 | 339 | 10,000 | 165×2 |
| 36 | | | 海運町物揚場 | -2.8 | 107 | 200 | |
| 37 | | | 北埠頭東側岸壁 | -8.1 | 155 | 6,000 | 130×1 |
| 38 | | | 北埠頭突端岸壁 | -8 | 126 | 3,000 | 109×1 |
| 39 | | | 北埠頭西側岸壁 | -9 | 396 | 10,000 | 165×2 |
| 40 | | | 北埠頭直線部-9.0m岸壁 | -9 | 150 | 6,000 | 165×1 |
| 41 | | | 北埠頭直線部-8.1m岸壁 | -8.1 | 157 | 3,000 | 130×1 |
| 42 | | | 北埠頭直線部-5.0m岸壁 | -5 | 56 | 1,000 | |

資料：釧路市ホームページ及び釧路港要覧

表 2-2-3(2) 係留施設（東港区）

| No | 港区 | 地区 | 施設名 | 水深 (m) | 延長 (m) | 重量 (t) | バース数 |
|----|-----|------|-----------------|-----------|-----------|-----------|------|
| 43 | 東港区 | 副港地区 | 漁港埠頭東側-7.0m 岸壁 | -7 | 424 | 500 | |
| 44 | | | 漁港埠頭南側-7.5m 岸壁 | -7.5 | 203 | 5,000 | |
| 45 | | | 漁港埠頭西側-7.0m 岸壁 | -7 | 322 | 500 | |
| 46 | | | 副港北側-6.0m 岸壁 | -6 | 150 | 349 | 65×2 |
| 47 | | | 副港北側-5.0m 岸壁 | -5 | 172 | 200 | 45×3 |
| 48 | | | 副港 (A) -5.0m 岸壁 | -5 | 300 | 200 | |
| 49 | | | 副港 (B) -5.0m 岸壁 | -5 | 250 | 200 | 60×4 |
| 50 | | | 副港-4.0m 物揚場 | -4 | 70 | | |
| 51 | | | 副港-4.0m 物揚場 | -4 | 89 | 100 | |
| 52 | | | 浜町物揚場 (A) | -2 | 47 | 10 | |
| 53 | | | 浜町物揚場 (B) | -3 | 80 | 10 | |
| 54 | | | 浜町物揚場 | -2.5 | 69 | 10 | |
| 55 | | | 浜町船揚場 | -2.5 | 144 | | |
| 56 | | | 東食物揚場 | -3 | 171 | 50 | |
| 57 | | | 浜町地先船揚場 | -2.5 | 136 | | |

資料：釧路市ホームページ及び釧路港要覧



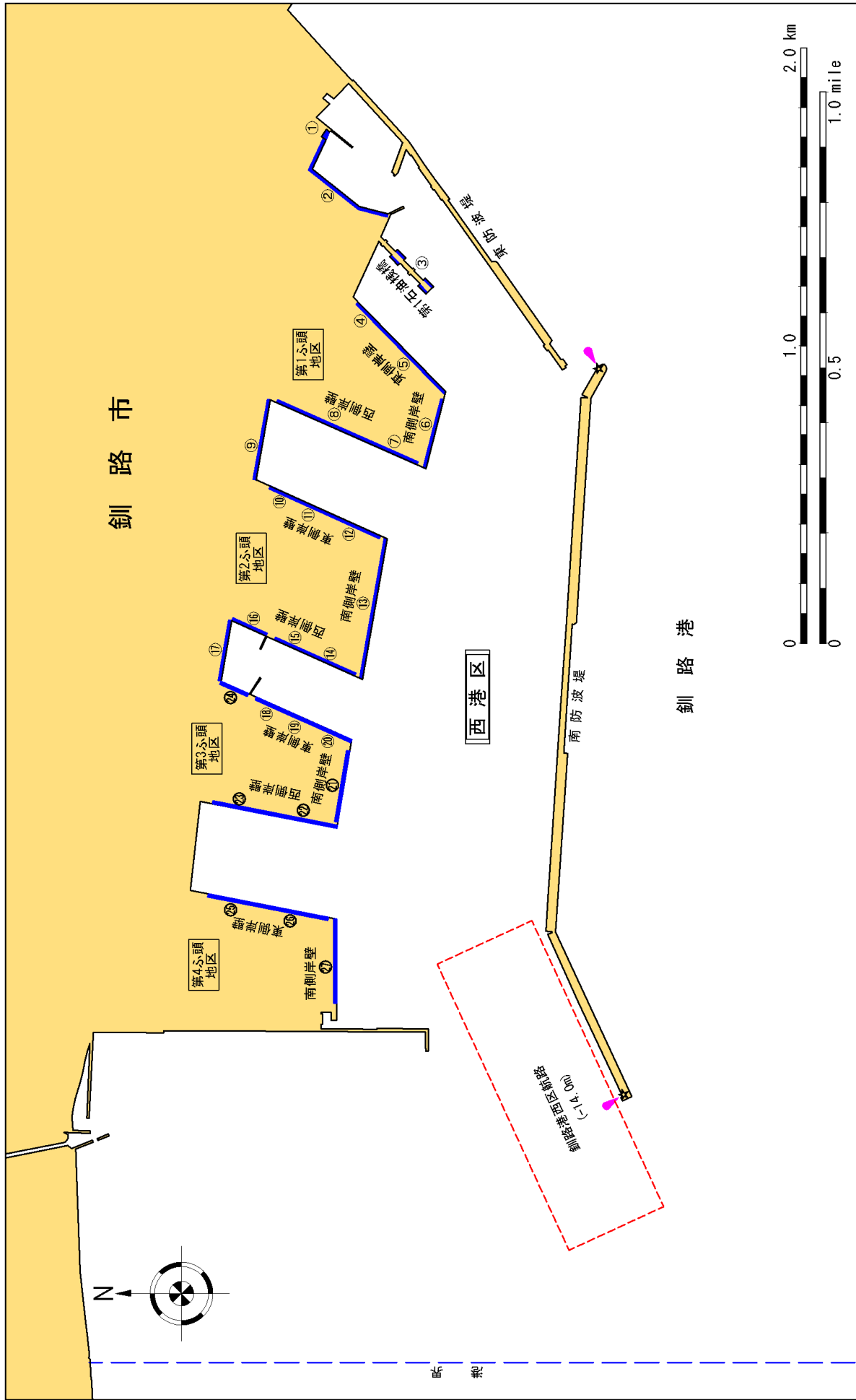
資料：劔路港要覧 2011/2012、海上保安庁刊行海図 W31 より作成

図 2-2-2 劔路港東港区における主要な係留施設

表 2-2-4 係留施設（西港区）

| No | 港区 | 地区 | 施設名 | 水深 (m) | 延長 (m) | 重量 (t) | バース数 |
|----|-----|--------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-------|
| ① | 西港区 | 第1埠頭地区 | 西区船揚場 | -3 | 30 | | |
| ② | | | 西区-3.0m物揚場 | -3 | 415 | | |
| ③ | | | 西区第1石油栈橋 | -7.5 | 520 | 5,000 | 130×4 |
| ④ | | | 西区第1埠頭東側-5.5m岸壁 | -5.5 | 90 | 2,000 | 90×1 |
| ⑤ | | | 西区第1埠頭東側-9.0m岸壁 | -9 | 330 | 10,000 | 165×2 |
| ⑥ | | | 西区第1埠頭南側-12.0m岸壁 | -12 | 240 | 30,000 | 240×1 |
| ⑦ | | | 西区第1埠頭西側-10.0m岸壁 | -10 | 185 | 15,000 | 185×1 |
| ⑧ | | | 西区第1埠頭西側-9.0m岸壁 | -9 | 330 | 10,000 | 165×2 |
| ⑨ | | | 西区第1埠頭-4.0m物揚場 | -4 | 316 | | |
| ⑩ | | 第2埠頭地区 | 西区第2埠頭東側-5.5m岸壁 | -5.5 | 90 | 2,000 | 90×1 |
| ⑪ | | | 西区第2埠頭東側-7.5m岸壁 | -7.5 | 130 | 5,000 | 130×1 |
| ⑫ | | | 西区第2埠頭東側-10.0m岸壁 | -10 | 185 | 15,000 | 185×1 |
| ⑬ | | | 西区第2埠頭南側-12.0m岸壁 | -12 | 480 | 30,000 | 240×2 |
| ⑭ | | | 西区第2埠頭西側-9.0m岸壁 | -9 | 165 | 10,000 | 165×1 |
| ⑮ | | | 西区第2埠頭西側-7.5m岸壁 | -7.5 | 130 | 5,000 | 130×1 |
| ⑯ | | | 西区第2埠頭-4.0m物揚場 | -4 | 125 | | |
| ⑰ | | | 西区第2埠頭直線部-4.0m物揚場 | -4 | 205 | | |
| ⑱ | | 第3埠頭地区 | 西区第3埠頭東側-5.5m岸壁 | -5.5 | 90 | 2,000 | 90×1 |
| ⑲ | | | 西区第3埠頭東側-7.5m岸壁 | -7.5 | 130 | 5,000 | 130×1 |
| ⑳ | | | 西区第3埠頭-7.5m岸壁 | -7.5 | 130 | 5,000 | 130×1 |
| ㉑ | | | 西区第3埠頭南側-12.0m岸壁 | -12 | 240 | 30,000 | 240×1 |
| ㉒ | | | 西区第3埠頭西側-12.0m岸壁 | -12 | 240 | 30,000 | 240×1 |
| ㉓ | | | 西区第3埠頭西側-10.0m岸壁 | -10 | 185 | | |
| ㉔ | | | 西区第3埠頭-4.0m物揚場 | -4 | 100 | | |
| ㉕ | | 第4埠頭地区 | 西区第4埠頭東側-10.0m岸壁 | -10 | 170 | 15,000 | 170×1 |
| ㉖ | | | 西区第4埠頭東側-12.0m岸壁 | -12 | 240 | 30,000 | 240×1 |
| ㉗ | | | 西区第4埠頭南側-14.0m岸壁 | -14 | 282 | 50,000 | 282×1 |

資料：釧路市ホームページ



資料：釧路港要覧 2011/2012、海上保安庁刊行海図W31より作成

図 2-2-3 釧路港西港区における主要な係留施設

2-3-2 津波漂流物対策施設

津波などにより引き起こされる漂流物等を港内・水際で捉え、泊地や市街地への流入による被害を最小限にとどめるため、**図 2-3-2** に示す通り津波漂流物対策施設が整備されている。

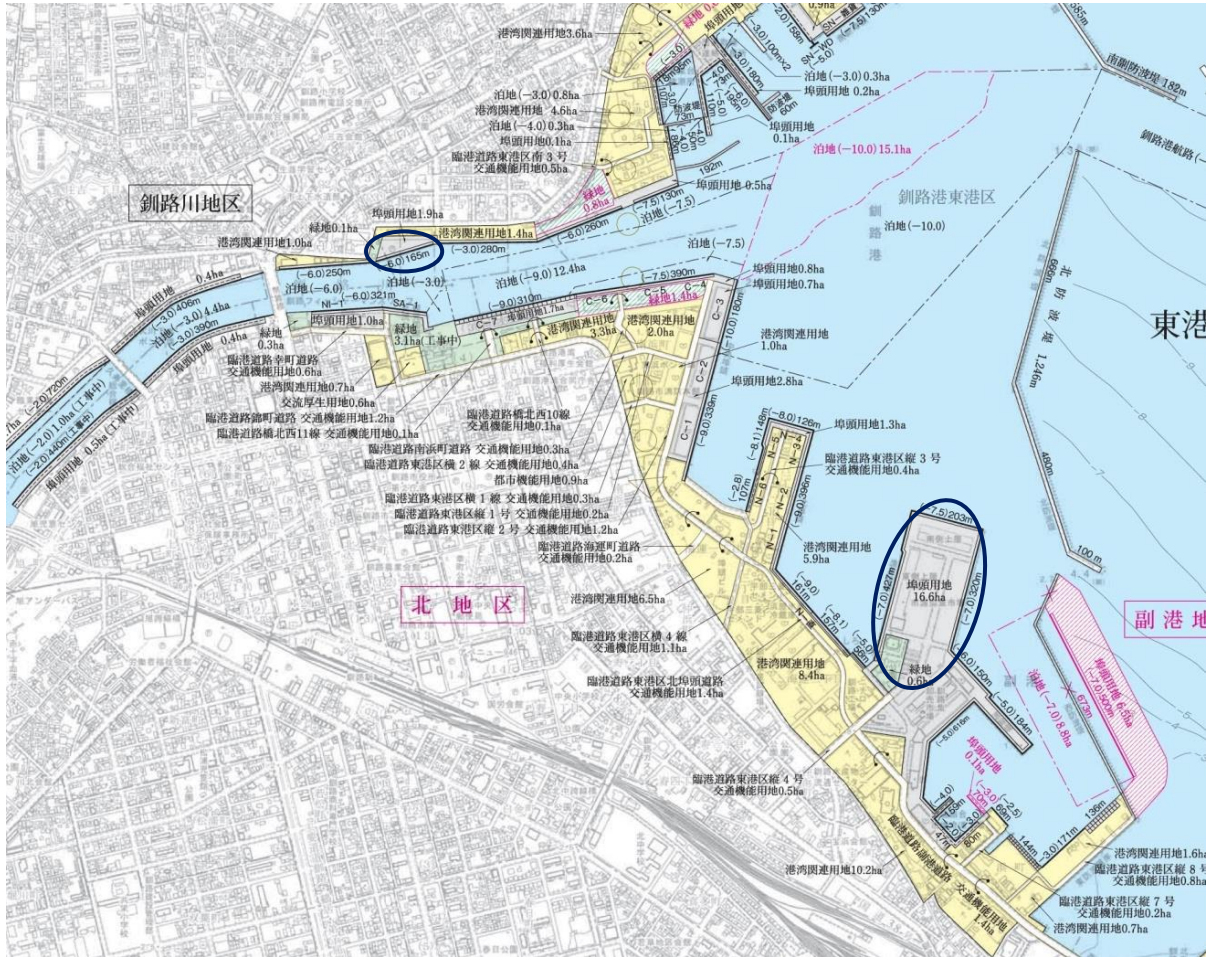


図 2-3-2 津波漂流物対策施設位置図

3. 被害想定について

3-1 被害想定箇所

被害想定箇所は、**図 3-1-1** の通りである。



図 3-1-1(1) 被害想定箇所（東港区）

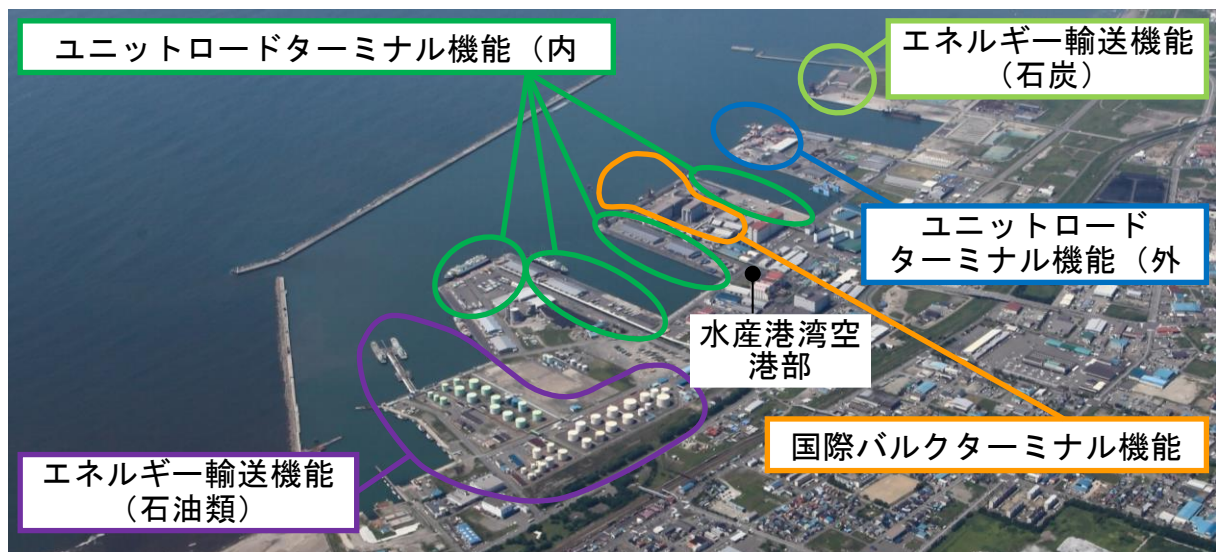


図 3-1-1(2) 被害想定箇所（西港区）

3-2 被害想定

3-2-1 緊急物資輸送機能

緊急物資輸送機能に関わる港湾施設の被害想定を表 3-2-1 に、被害想定図を図 3-2-1 に示す。

表 3-2-1 緊急物資輸送機能に関わる被害想定

| 施設 | 被害レベル | | |
|--------|--------------------|---|--|
| | 小 | 中 | 大 |
| 外郭施設 | ・本体の被害なし | ・基礎工の洗掘、ブロックの飛散 | ・本体工の倒壊、沈下 |
| 航路・泊地 | ・漂流物により一部閉塞 | ・小型船舶の座礁により一部閉塞 ・航路の広範囲で漁具・流木等の漂流物が浮遊・沈降 | ・大型船舶の座礁により閉塞 |
| 耐震強化岸壁 | ・本体の被害なし | ・本体が損傷、許容限界内の残留変位が発生 | ・本体が損傷、許容限界内の残留変位が発生 |
| 埠頭用地等 | ・小型船、車両、土砂が一部散乱・堆積 | ・用地・緑地等に陥没、段差等の損傷 ・小型船、車両、土砂が広範囲に散乱・堆積 | ・用地・緑地等が広範囲に陥没、段差などの損傷 ・小型船、車両、土砂が広範囲に散乱・堆積 |
| 臨港道路 | ・一部陥没、土砂等が堆積 | ・陥没、段差等が発生 | ・道路が広範囲に陥没、段差等の損傷 |
| 保管施設 | ・1階部分浸水 | ・建物半壊 | ・外壁が剥がれ使用不能 |
| 庁舎・事務所 | ・1階部分浸水 | ・建物半壊 | ・建物倒壊・流失 |

被災内容のイメージ



出典：※1「国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 HP 各港における被災状況(八戸港)」、※2「忘れない。東日本大震災と救命・救援ルート確保、復旧への記録(国道交通省 東北地方整備局)」、※3「物流でつなぐ・描く(北海道開発局 釧路開発建設部 釧路港湾事務所)」

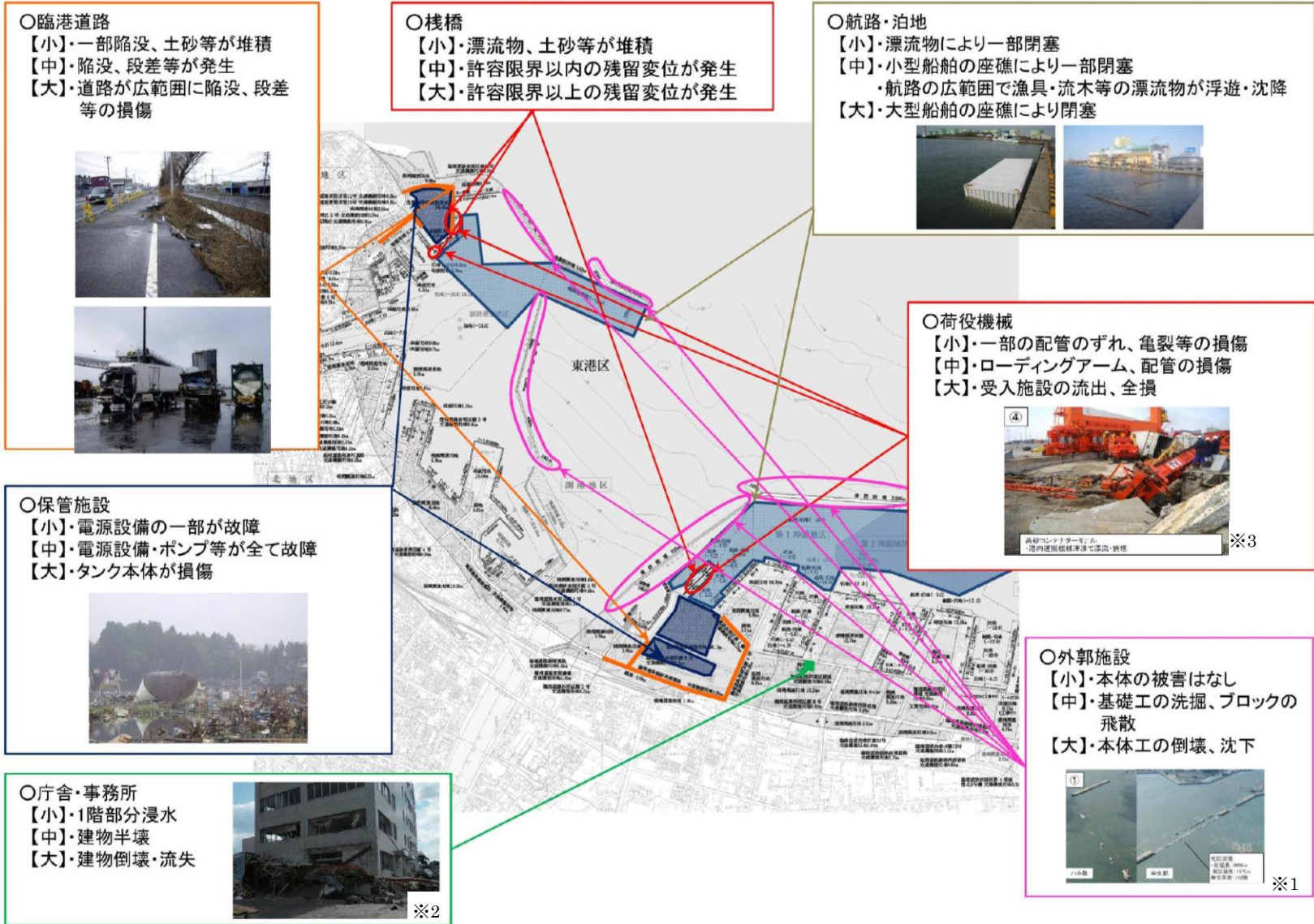
図 3-2-1 緊急物資輸送機能に関わる被害想定図

3-2-2 エネルギー輸送機能（石油類）

エネルギー輸送機能（石油類）に関わる港湾施設の被害想定を表 3-2-2 に、被害想定図を図 3-2-2 に示す。

表 3-2-2 エネルギー輸送機能（石油類）に関わる被害想定

| 施設 | 被害レベル | | | |
|-----------|--------|------------------|---|-------------------|
| | 小 | 中 | 大 | |
| 被災内容のイメージ | 外郭施設 | ・本体の被害なし | 基礎工の洗掘、ブロックの飛散 | ・本体工の倒壊、沈下 |
| | 航路・泊地 | ・漂流物により一部閉塞 | ・小型船舶の座礁により一部閉塞 ・航路の広範囲で漁具・流木等の漂流物が浮遊・沈降 | ・大型船舶の座礁により閉塞 |
| | 栈橋 | ・漂流物、土砂等が堆積 | ・許容限界以内の残留変位が発生 | ・許容限界以上の残留変位が発生 |
| | 荷役機械 | ・一部の配管のずれ、亀裂等の損傷 | ・ローディングアーム、配管の損傷 | ・受入施設の流出、全損 |
| | 臨港道路 | ・一部陥没、土砂等が堆積 | ・陥没、段差等の損傷 | ・道路が広範囲に陥没、段差等の損傷 |
| | 保管施設 | ・電源設備が一部故障 | ・電源設備・ポンプ等が全て故障 | ・タンク本体が損傷 |
| | 庁舎・事務所 | ・1階部分浸水 | ・建物半壊 | ・建物倒壊・流失 |



出典：※1「国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 HP 各港における被災状況(八戸港)」、※2「忘れない。東日本大震災と救命・救援ルート確保、復旧への記録(国土交通省 東北地方整備局)」、※3「国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 HP 各港における被災状況(仙台塩釜港)」

図 3-2-2 エネルギー輸送機能（石油類）に関わる被害想定図

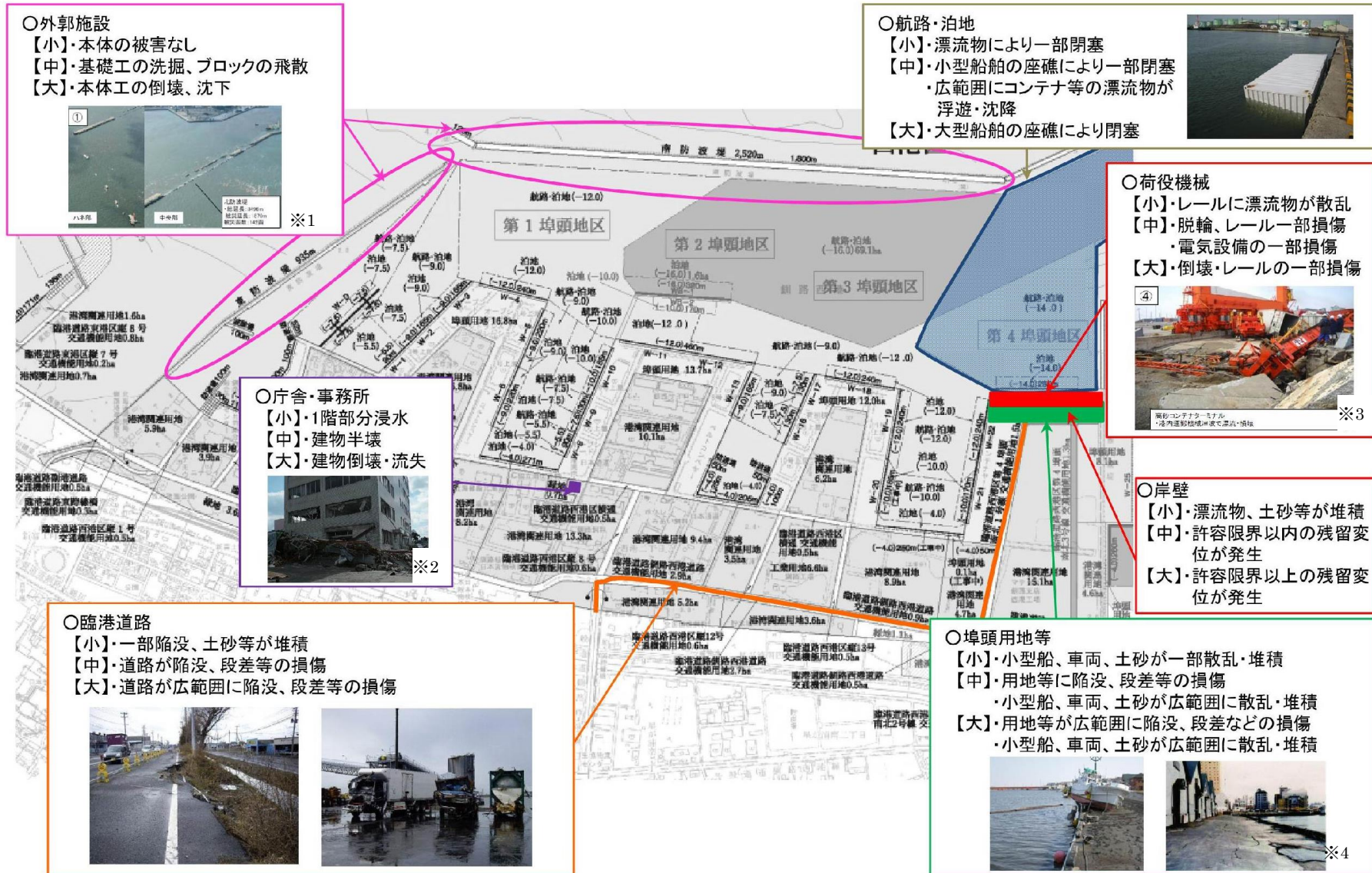
3-2-3 エネルギー輸送機能（石炭）

エネルギー輸送機能（石炭）に関わる港湾施設の被害の想定を表 3-2-3 に、被害想定図を図 3-2-3 に示す。

表 3-2-3 エネルギー輸送機能（石炭）に関わる被害想定

| 施設 | 被害レベル | | |
|--------|--------------------|---|---|
| | 小 | 中 | 大 |
| 外郭施設 | ・本体の被害なし | ・基礎工の洗掘、ブロックの飛散 | ・本体工の倒壊、沈下 |
| 航路・泊地 | ・漂流物により一部閉塞 | ・小型船舶の座礁により一部閉塞 ・広範囲にコンテナ等の漂流物が浮遊・沈降 | ・大型船舶の座礁により閉塞 |
| 岸壁 | ・漂流物、土砂等が堆積 | ・許容限界以内の残留変位が発生 | ・許容限界以上の残留変位が発生 |
| 埠頭用地等 | ・小型船、車両、土砂が一部散乱・堆積 | ・用地等が陥没、段差等の損傷 ・小型船、車両、土砂が広範囲に散乱・堆積 | ・用地等が広範囲に陥没、段差などの損傷 ・小型船、車両、土砂が広範囲に散乱・堆積 |
| 荷役機械 | ・レールに漂流物が散乱 | ・脱輪、レールが一部損傷 ・電気設備に浸水 | ・倒壊、レール一部損傷 |
| 臨港道路 | ・一部陥没、土砂等が堆積 | ・道路が陥没、段差等の損傷 | ・道路が広範囲に陥没、段差等の損傷 |
| 庁舎・事務所 | ・1階部分浸水 | ・建物半壊 | ・建物倒壊・流失 |

被災内容のイメージ



出典：※1「国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 HP 各港における被災状況(八戸港)」、※2「忘れない。東日本大震災と救命・救援ルート確保、復旧への記録(国土交通省 東北地方整備局)」、
 ※3「国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 HP 各港における被災状況(仙台塩釜港)」、※4「物流でつなぐ・描く(北海道開発局 釧路開発建設部 釧路港湾事務所)」

図 3-2-3 エネルギー輸送機能(石炭)に関わる被害想定図

3-2-4 国際バルクターミナル機能

国際バルクターミナル機能に関わる港湾施設の被害想定を表 3-2-4 に、被害想定図を図 3-2-4 に示す。

表 3-2-4 国際バルクターミナル機能に関わる被害想定

| 施設 | 被害レベル | | |
|--------|--------------------|--|---|
| | 小 | 中 | 大 |
| 外郭施設 | ・本体の被害なし | ・基礎工の洗掘、ブロックの飛散 | ・本体工の倒壊、沈下 |
| 航路・泊地 | ・漂流物により一部閉塞 | ・小型船舶の座礁により一部閉塞 ・航路の広範囲で漂流物が沈降 | ・大型船舶の座礁により閉塞 |
| 岸壁 | ・本体の被害なし | ・本体が損傷、許容限界内の残留変位が発生 | ・本体が損傷、許容限界以上の残留変位が発生 |
| 荷役機械 | ・レールに漂流物が散乱 | ・脱輪、レール一部損傷 ・電気設備に浸水 | ・倒壊、レール損傷 |
| 埠頭用地等 | ・小型船、車両、土砂が一部散乱・堆積 | ・用地等に陥没、段差等の損傷 ・小型船、車両、土砂が広範囲に散乱・堆積 | ・用地等が広範囲に陥没、段差などの損傷 ・小型船、車両、土砂が広範囲に散乱・堆積 |
| 臨港道路 | ・一部陥没、土砂等が堆積 | ・道路が陥没、段差等が発生 | ・道路が広範囲に陥没、段差等の損傷 |
| 保管施設 | ・1階部分浸水 | ・建物半壊 | ・外壁が剥がれ使用不能 |
| 庁舎・事務所 | ・1階部分浸水 | ・建物半壊 | ・建物倒壊・流失 |

被災内容のイメージ



出典：※1「国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 HP 各港における被災状況(八戸港)」、※2「忘れない。東日本大震災と救命・救援ルート確保、復旧への記録(国土交通省 東北地方整備局)」、
 ※3「国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 HP 各港における被災状況(仙台塩釜港)」、※4「物流でつなぐ・描く(北海道開発局 釧路開発建設部 釧路港湾事務所)」

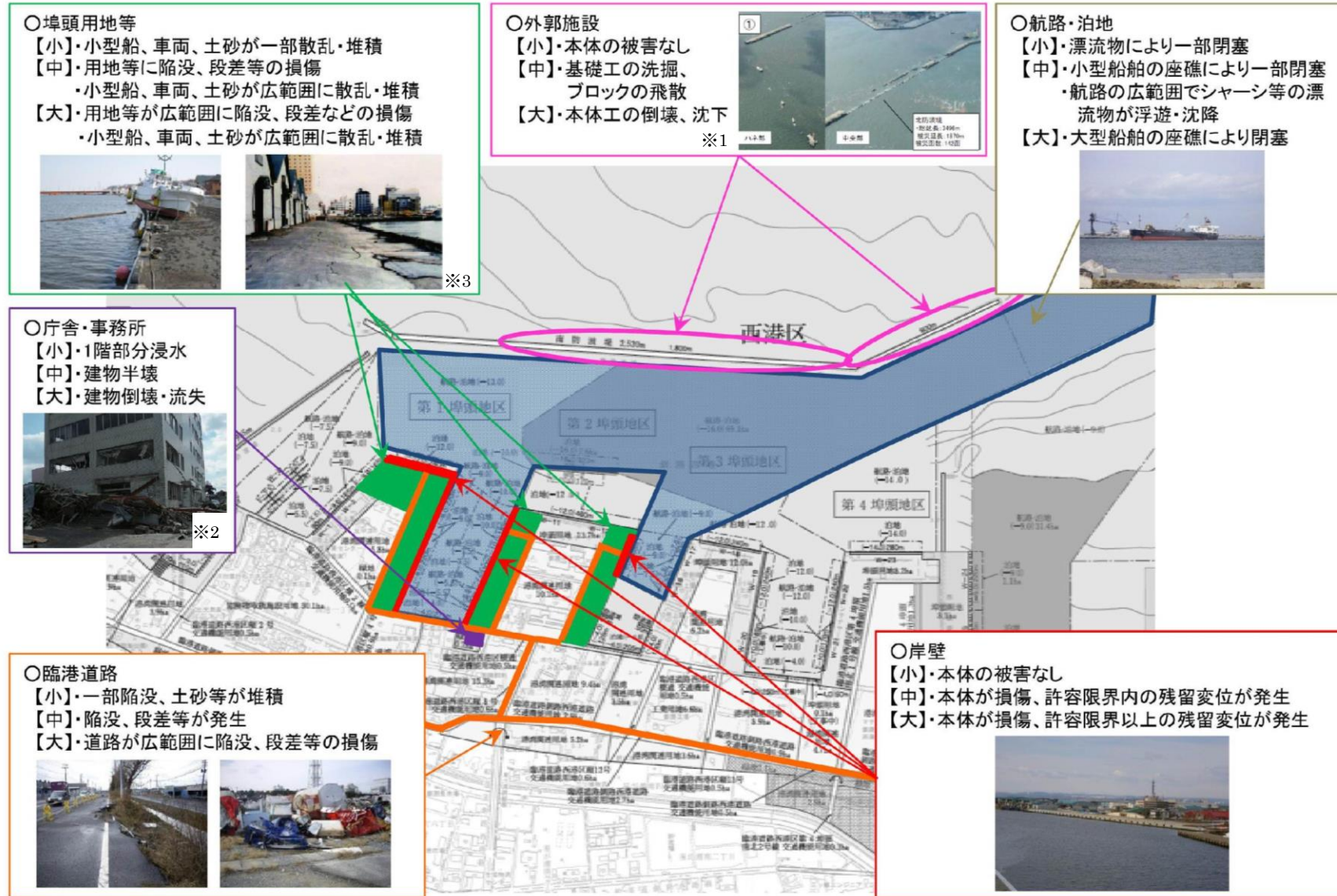
図 3-2-4 国際バルクターミナル機能に関わる被害想定図

3-2-5 ユニットロードターミナル機能（内貿）

ユニットロードターミナル機能（内貿）に関わる港湾施設の被害想定を表 3-2-5 に、被害想定図を図 3-2-5 に示す。

表 3-2-5 ユニットロードターミナル機能（内貿）に関わる被害想定

| 施 設 | 被害レベル | | | |
|-----------|--------|--------------------|--|---|
| | 小 | 中 | 大 | |
| 被災内容のイメージ | 外郭施設 | ・本体の被害なし | ・基礎工の洗掘、ブロックの飛散 | ・本体工の倒壊、沈下 |
| | 航路・泊地 | ・漂流物により一部閉塞 | ・小型船舶の座礁により一部閉塞 ・航路の広範囲でシャーシ等の漂流物が浮遊・沈降 | ・大型船舶の座礁により閉塞 |
| | 岸壁 | ・本体の被害なし | ・本体が損傷、許容限界内の残留変位が発生 | ・本体が損傷、許容限界以上の残留変位が発生 |
| | 埠頭用地等 | ・小型船、車両、土砂が一部散乱・堆積 | ・用地等に陥没、段差等の損傷 ・小型船、車両、土砂が広範囲に散乱・堆積 | ・用地等が広範囲に陥没、段差などの損傷 ・小型船、車両、土砂が広範囲に散乱・堆積 |
| | 臨港道路 | ・一部陥没、土砂等が堆積 | ・陥没、段差等が発生 | ・道路が広範囲に陥没、段差等の損傷 |
| | 庁舎・事務所 | ・1階部分浸水 | ・建物半壊 | ・建物倒壊・流失 |



出典：※1「国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 HP 各港における被災状況(八戸港)」、※2「忘れない。東日本大震災と救命・救援ルート確保、復旧への記録(国土交通省 東北地方整備局)」、※3「物流でつなぐ・描く(北海道開発局 釧路開発建設部 釧路港湾事務所)」

図 3-2-5 ユニットロードターミナル機能(内質)に関わる被害想定図

3-2-6 ユニットロードターミナル機能（外貿）

ユニットロードターミナル機能（外貿）に関わる港湾施設の被害想定を表 3-2-6 に、被害想定図を図 3-2-6 に示す。

表 3-2-6 ユニットロードターミナル機能（外貿）に関わる被害想定

| 施設 | 被害レベル | | |
|--------|--------------------|--|---|
| | 小 | 中 | 大 |
| 外郭施設 | ・本体の被害なし | ・基礎工の洗掘、ブロックの飛散 | ・本体工の倒壊、沈下 |
| 航路・泊地 | ・漂流物により一部閉塞 | ・小型船舶の座礁により一部閉塞 ・航路の広範囲でコンテナ等の漂流物が浮遊・沈降 | ・大型船舶の座礁により閉塞 |
| 岸壁 | ・漂流物、土砂等が堆積 | ・許容限界以内の残留変位が発生 | ・許容限界以上の残留変位が発生 |
| 埠頭用地等 | ・小型船、車両、土砂が一部散乱・堆積 | ・用地等に陥没、段差等の損傷 ・小型船、車両、土砂が広範囲に散乱・堆積 | ・用地等が広範囲に陥没、段差などの損傷 ・小型船、車両、土砂が広範囲に散乱・堆積 |
| 荷役機械 | ・レールに漂流物が散乱 | ・脱輪、レール一部損傷 ・電気設備に浸水 | ・倒壊、レール損傷 |
| 臨港道路 | ・一部陥没、土砂等が堆積 | ・陥没、段差等が発生 | ・道路が広範囲に陥没、段差等の損傷 |
| 庁舎・事務所 | ・1階部分浸水 | ・建物半壊 | ・建物倒壊・流失 |

被災内容のイメージ



出典：※1「国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 HP 各港における被災状況(八戸港)」、※2「忘れない。東日本大震災と救命・救援ルート確保、復旧への記録(国道交通省 東北地方整備局)」、※3「物流をつなぐ・描く(北海道開発局 釧路開発建設部 釧路港湾事務所)」、※4「国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 HP 各港における被災状況(仙台塩釜港)」

図 3-2-6 ユニットロードターミナル機能(外貿)に関わる被害想定図

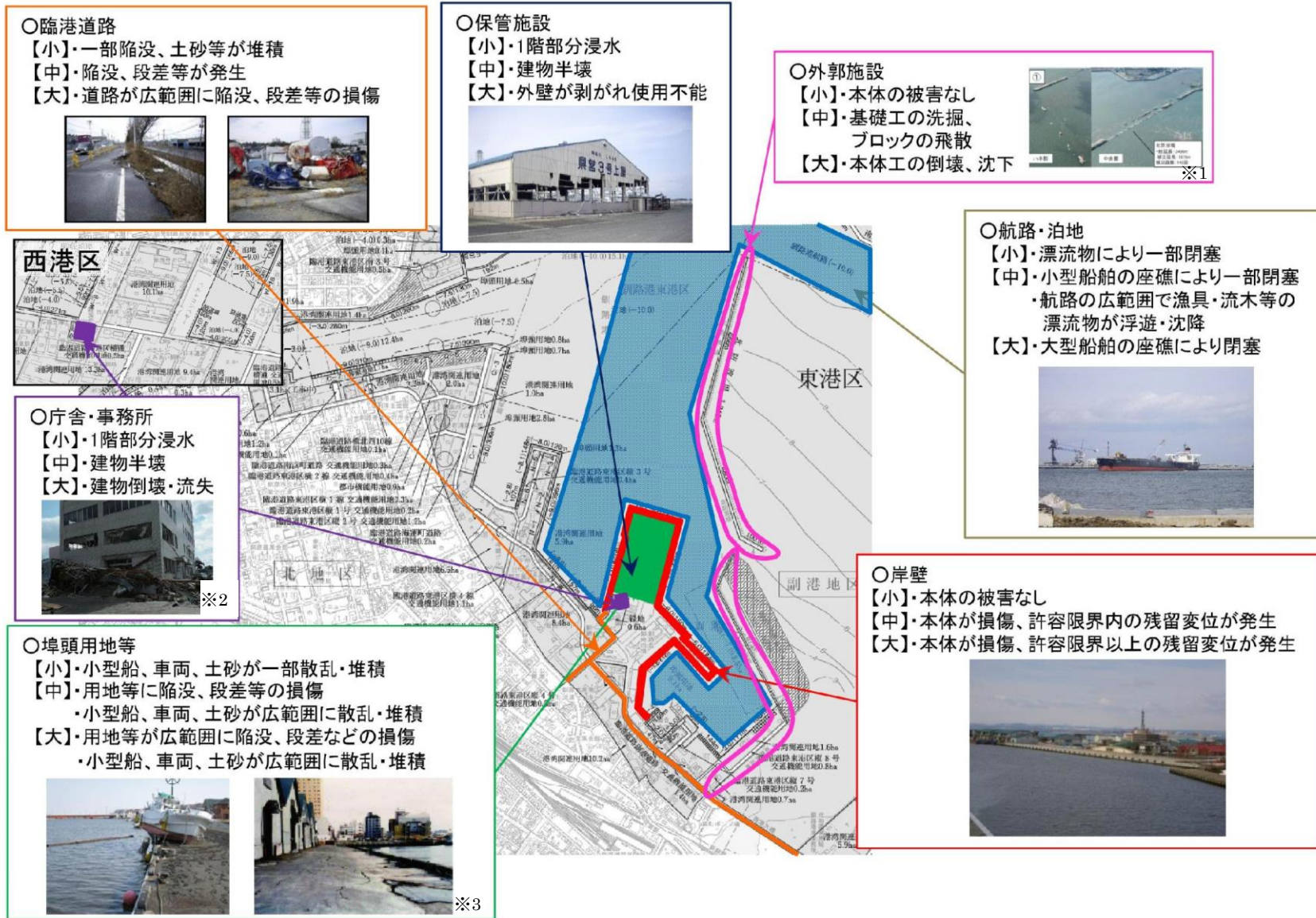
3-2-7 水産基地としての機能

水産基地としての機能に関わる港湾施設の被害想定を表 3-2-7 に、被害想定図を図 3-2-7 に示す。

表 3-2-7 水産基地としての機能に関わる被害想定

| 施設 | 被害レベル | | |
|--------|--------------------|---|---|
| | 小 | 中 | 大 |
| 外郭施設 | ・本体の被害なし | ・基礎工の洗掘、ブロックの飛散 | ・本体工の倒壊、沈下 |
| 航路・泊地 | ・漂流物により一部閉塞 | ・小型船舶の座礁により一部閉塞 ・航路の広範囲で漁具・流木等の漂流物が浮遊・沈降 | ・大型船舶の座礁により閉塞 |
| 岸壁 | ・本体の被害なし | ・本体が損傷、許容限界内の残留変位が発生 | ・本体が損傷、許容限界以上の残留変位が発生 |
| 埠頭用地等 | ・小型船、車両、土砂が一部散乱・堆積 | ・用地等に陥没、段差等の損傷 ・小型船、車両、土砂が広範囲に散乱・堆積 | ・用地等が広範囲に陥没、段差などの損傷 ・小型船、車両、土砂が広範囲に散乱・堆積 |
| 臨港道路 | ・一部陥没、土砂等が堆積 | ・陥没、段差等が発生 | ・道路が広範囲に陥没、段差等の損傷 |
| 保管施設 | ・1階部分浸水 | ・建物半壊 | ・外壁が剥がれ使用不能 |
| 庁舎・事務所 | ・1階部分浸水 | ・建物半壊 | ・建物倒壊・流失 |

被災内容のイメージ



出典：※1「国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 HP 各港における被災状況(八戸港)」、※2「忘れない。東日本大震災と救命・救援ルート確保、復旧への記録(国土交通省 東北地方整備局)」、※3「物流でつなぐ・描く(北海道開発局 釧路開発建設部 釧路港湾事務所)」

図 3-2-7 水産基地としての機能に関わる被害想定図

3-3 港湾機能の停止によって想定される影響

1) 緊急物資輸送機能

大規模災害が発生した場合、釧路港から緊急物資を輸送する必要がある。大規模災害時に緊急物資輸送機能が停止することにより、緊急物資の輸送が滞り、市民生活に影響を与える。

2) エネルギー輸送機能（石油類）

釧路港では、年間約 1,000 隻以上の油送船による海上輸送が行われ、東北海道で消費される灯油の約 9 割が釧路港から供給されている。釧路港のエネルギー輸送機能の停止により、背後圏の石油製品利用企業の経済活動及び市民生活に影響を与える。

3) エネルギー輸送機能（石炭）

釧路港は、年間約 70 万トンの石炭を取扱っており、主に製紙会社の燃料並びに IPP 発電へと供給されている。石炭の供給停止により、製紙会社の生産活動及び関東・関西・中部方面の製造業の生産活動や電力供給に影響を与える。

※IPP：Independent Power Producer の略。独立系発電事業を指す。

4) 国際バルクターミナル機能

釧路港は、年間約 170 万トン（移出入含む）の穀物飼料を取扱っており、主に東北海道の酪農家に供給されている。国際バルクターミナル機能の停止により、東北海道の酪農家や乳業メーカーの生産活動に影響を与える。

5) ユニットロードターミナル機能（内貿）

RORO 船により、年間約 440 万トンの生乳、紙・パルプ等の貨物が関東方面へ移出されており、また、年間約 320 万トンの古紙や、生乳の輸送用車両等の貨物が移入されている。ユニットロードターミナル機能（内貿）の停止により、背後圏の製造業の生産活動及び関東方面の製造業の生産活動に影響を与える。

6) ユニットロードターミナル機能（外貿）

年間約 6 万トンの紙・パルプ、水産品、ゴム製品が釧路港から輸出され、年間約 6 万トンの動植物性製造飼料料、化学肥料、水産品等が輸入されている。ユニットロードターミナル機能（外貿）の停止により、背後圏の製造業の生産活動及び東アジアの関連する製造業の生産活動に影響を与える。

7) 水産基地としての機能

釧路港では約 11 万トンの水揚があり、水産品は全国に移出されている。水産基地の機能停止により、背後圏の水産業や水産加工業の生産活動及び全国の消費者に影響を与える。

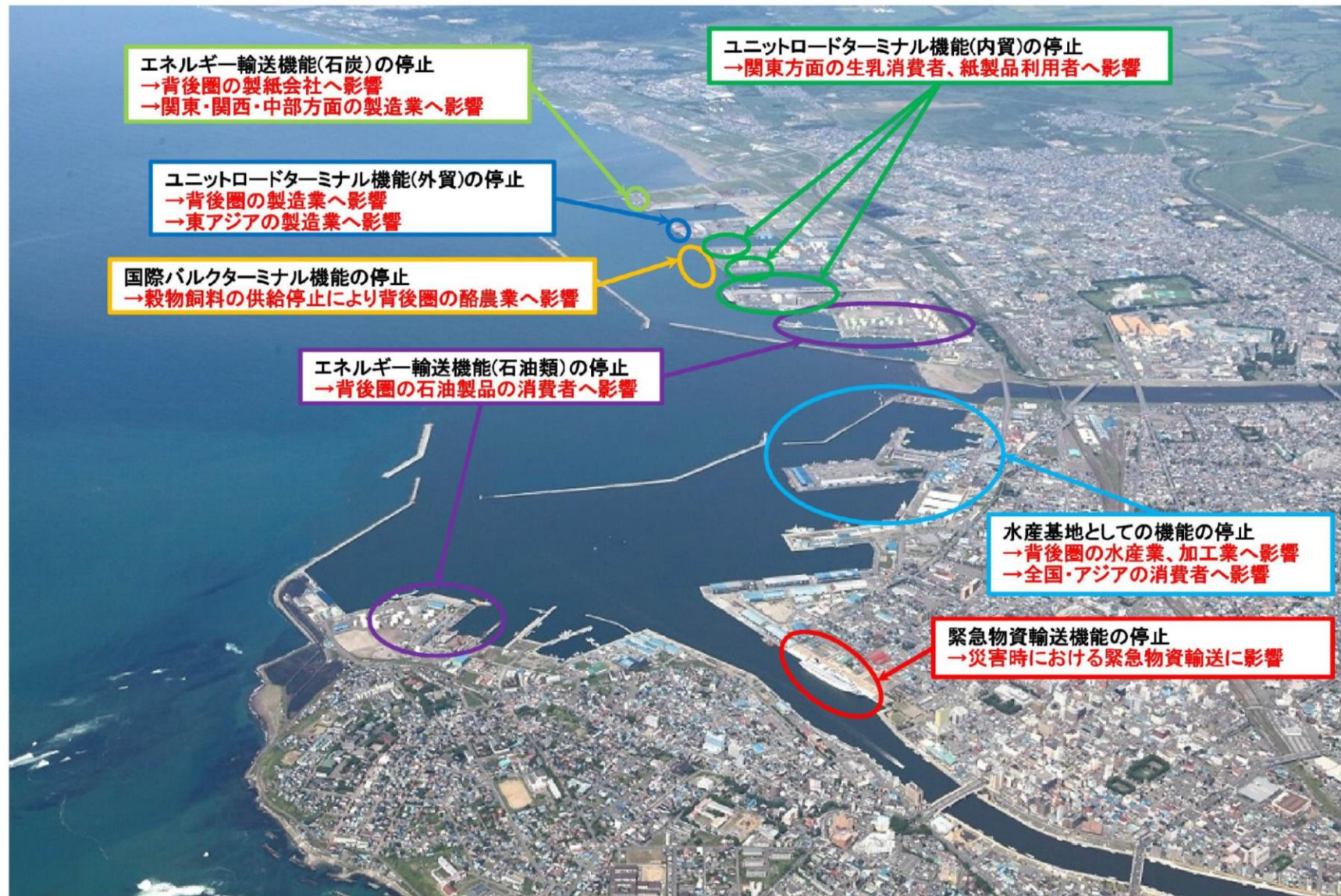


図 3-3-1 港湾機能の停止によって想定される影響

4. 機能別の行動計画

4-1 行動計画の考え方

4-1-1 回復目標の設定方法

回復目標は、行動計画策定のための目安であり、釧路港での当該機能の回復（暫定含む）、或いは代替輸送手段による機能の回復までの目標値とする。なお、回復目標の設定については、下記の内容を踏まえて検討する。

- 災害発生後の輸送需要の発生時期からの設定(荷主企業等の被害が大きいケース)
 - ・東日本大震災等の事例を参考に設定
- 荷主企業等の在庫量からの設定(荷主企業等の被害が小さいケース)
 - ・関係企業へのヒアリング結果を参考に設定
- 関連計画の指標からの設定(緊急物資等、予め輸送目標が設定されているケース)
 - ・地域防災計画等を参考に設定

4-1-2 行動計画

1) 行動計画の考え方について

- ・港湾施設の復旧までの全体像を、**図 4-1-1**の行動計画の概要に示す通り、6つの局面(フェーズ)に区分する
- ・行動計画の対象は、「フェーズⅠ～フェーズⅣ」とする
- ・行動計画は、機能毎に基本対応ケースを検討する
- ・行動計画は、各関係機関の行動を拘束するものではない

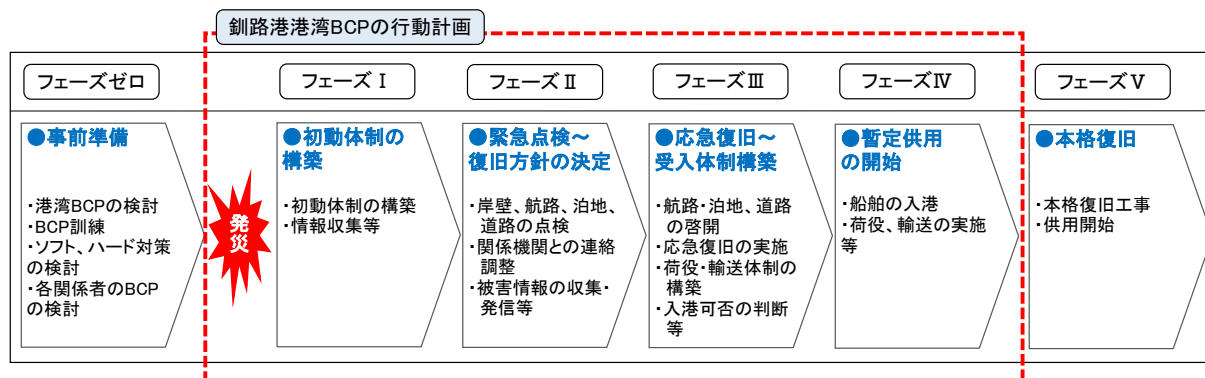


図 4-1-1 行動計画の概要

4-2 緊急物資輸送機能

4-2-1 緊急物資輸送機能の回復目標

表 4-2-1 に、回復目標を示す。

○被害レベル【小、中】

釧路市の災害備蓄計画では、一般市民に対して2～3日分の食料、飲料水、最低限の生活物資及び医薬品等の備蓄をするよう啓発していることから、緊急物資輸送機能の回復目標は被災した日から3日とする。

○被害レベル【大】

東日本大震災の事例では、緊急物資輸送を被災後6日で開始した実績があることから、釧路港においても回復目標は被災した日から6日とする。

表 4-2-1 回復目標

| | 被害レベル | | |
|------|----------|----|-----------|
| | 小 | 中 | 大 |
| 回復目標 | 3日 | 3日 | 6日 |
| 設定方法 | 地域防災計画より | | 東日本大震災の事例 |

4-2-2 関係機関と主な行動内容

緊急物資輸送における関係機関と、主な行動を表 4-2-2 に示す。

表 4-2-2 関係機関と主な行動内容

| 関係機関 | | 主な行動 |
|------------|---|---|
| 行政 | 釧路海上保安部 | 被害状況調査、情報の集約及び共有、航路障害物の状況等の確認、船舶交通安全情報の提供、情報収集、船舶交通の整理 |
| | 北海道運輸局釧路運輸支局 | 情報収集、情報の集約及び共有、船舶に関わる許認可 |
| | 小樽検疫所釧路出張所 | 情報収集、情報の集約及び共有、CIQ 体制の準備、海外からの支援物資への対応 |
| | 函館税関釧路税関支署 | |
| | 札幌入国管理局釧路港出張所 | |
| | 横浜植物防疫所札幌支所釧路出張所 | |
| | 釧路開発建設部築港課 | 臨港地区及び港湾区域内の被害情報の収集、情報の集約及び共有、耐震強化岸壁の点検、航路・泊地の点検、復旧方針の検討、荷捌き地・耐震強化岸壁の応急復旧の支援、耐震強化岸壁に関わる航路・泊地啓開、船舶入港の可否の判断 |
| | 釧路開発建設部釧路港湾事務所 | |
| | 釧路市総務部防災危機管理課 | 地震・津波情報等の収集、被害情報の集約・発信、情報の共有、関係機関との連絡調整、緊急物資の要請、緊急物資の受入、仕分け |
| | 釧路市総合政策部都市経営課 | |
| 釧路市消防本部総務課 | | |
| 釧路市水産港湾空港部 | 臨港地区及び港湾区域内の被害情報収集、情報の集約及び共有、臨港道路・荷捌き地・耐震強化岸壁等の点検、復旧方針の検討、荷捌き地の応急復旧の支援要請、耐震強化岸壁の応急復旧作業の支援の要請、航路・泊地の啓開作業の支援の要請、荷役・輸送の要請、船舶支援の要請、岸壁使用可否の判断、航路・泊地の使用許可の要請、情報発信（港湾の使用可否）、船舶入港の可否の判断 | |
| 民間 | 釧路港湾振興会 | 情報収集、情報の集約及び共有、荷役・輸送の準備、緊急物資輸送船舶の手配、船舶に関する許認可の申請緊、船舶入港の可否の判断、荷役・輸送の実施、緊急物資輸送船の運航 |
| | 釧路貿易振興会 | |
| | 釧路港湾協会 | |
| | 釧路港運協会 | |
| | 釧路港安全対策協議会 | |
| | 道東倉庫協会 | |
| | 釧路船主協会 | |
| | 西港石油基地共同防災組織運営委員会 | |
| | 釧路水産協会 | |
| | 釧路水産物流通協会 | |
| 釧路水先区水先人会 | 情報の集約及び共有、船舶入港の支援、情報収集 | |

4-2-3 発災後の行動計画

1) フェーズⅠ：参集、体制の構築（概ね3時間）

- ①協議会の会員は各団体の定められた参集場所に集合し、応急復旧に向けた初動体制を構築する。（各協議会会員共通）
- ②釧路市は地震・津波等の災害の情報、被害情報を収集・集約する。
- ③釧路市以外の協議会会員は、関連する港湾施設の被害情報をわかる範囲で収集する。
- ④釧路市水産港湾空港部と釧路開発建設部（築港課、釧路港湾事務所）は、臨港地区及び港湾区域内の被害情報を収集する。
- ⑤釧路海上保安部は、関連する施設の被害情報を収集する。
- ⑥釧路市水産港湾空港部は各協議会会員から港湾施設の被害情報を収集するとともに、協議会会員へ情報発信し、情報の共有を図る。

2) フェーズⅡ：緊急点検～復旧方針の決定（概ね48時間）

- ①釧路市水産港湾空港部は、引き続き港湾施設の被害情報を収集するとともに、臨港道路、荷捌き地（エプロン）、耐震強化岸壁等の点検を実施する。
- ②釧路開発建設部（築港課、釧路港湾事務所）は、耐震強化岸壁、航路・泊地等の点検を実施し、結果を釧路市水産港湾空港部に連絡する。
- ③釧路市は、被害情報の集約・発信、各関係機関と連絡調整を行う。
- ④釧路海上保安部は、航路障害物の状況等の確認を行う。
- ⑤釧路市水産港湾空港部は、点検結果をとりまとめた後、釧路開発建設部（築港課、釧路港湾事務所）と復旧方針を決定する。

3) フェーズⅢ：応急復旧～受け入れ態勢構築（6日）

- ①釧路市水産港湾空港部は、臨港道路、荷捌き地、耐震強化岸壁等の応急復旧作業の支援、航路・泊地の啓開作業の支援を釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）に要請する。
- ②釧路市は、緊急物資の要請を関係機関にするとともに、緊急物資輸送船の手配、荷役の手配を釧路市水産港湾空港部に要請する。また、被害情報の集約・発信は継続する。
- ③釧路市水産港湾空港部は、緊急物資の荷役、緊急物資輸送船の手配を港運協会、船主協会に要請する。
- ④釧路開発建設部（築港課、釧路港湾事務所）は、臨港道路、荷捌き地、耐震強化岸壁の応急復旧、耐震強化岸壁に関わる航路・泊地の啓開を支援する。
- ⑤港運協会は、荷役・輸送の準備を行う。
- ⑥船主協会は、緊急物資輸送船の手配、船舶に関わる許認可を申請する。
- ⑦小樽検疫所、函館税関、札幌入国管理局、横浜植物防疫所は、海外からの支援物資・人的支援への対応に備え準備を行う。
- ⑧釧路市水産港湾空港部は、航路啓開が終了次第、海上保安部に航路・泊地の使用許可を申請する。
- ⑨釧路海上保安部は、船舶交通安全情報を提供する。
- ⑩釧路市水産港湾空港部は、耐震強化岸壁等の応急復旧完了後、岸壁の使用可否について判断を行う。

- ⑪ 釧路開発建設部（築港課、釧路港湾事務所）、釧路市水産港湾空港部、港運協会、船主協会は船舶入港の可否について判断する。
- ⑫ 船主協会は、船舶に関わる許認可（申請されていない内貿定期船の入港、危険物に関わる緩和措置等）を釧路運輸支局に申請する。
- ⑬ 釧路市水産港湾空港部は、港湾の利用の可能な施設の情報を発信する。

4) フェーズⅣ：緊急物資輸送の開始

- ① 船主協会は、緊急物資輸送船の運航、港運協会は緊急物資の荷役・輸送を行う。
- ② 釧路海上保安部は、船舶交通の整理を行う。
- ③ 釧路水先区水先人会は、緊急物資輸送船の入港を支援する。
- ④ 小樽検疫所、函館税関、札幌入国管理局、横浜植物防疫所は海外からの支援物資・人的支援の対応を行う。
- ⑤ 釧路市は、緊急物資の受入・仕分け作業を実施する。また、関係者に引き続き緊急物資の要請を行う。
- ⑥ 釧路市水産港湾空港部は、緊急物資の荷役、緊急物資輸送船の手配を引き続き港運協会、船主協会に要請する。
- ⑦ 釧路市水産港湾空港部は、港湾の利用の可能な施設の情報を発信する。

4-2-4 緊急物資輸送機能の行動計画

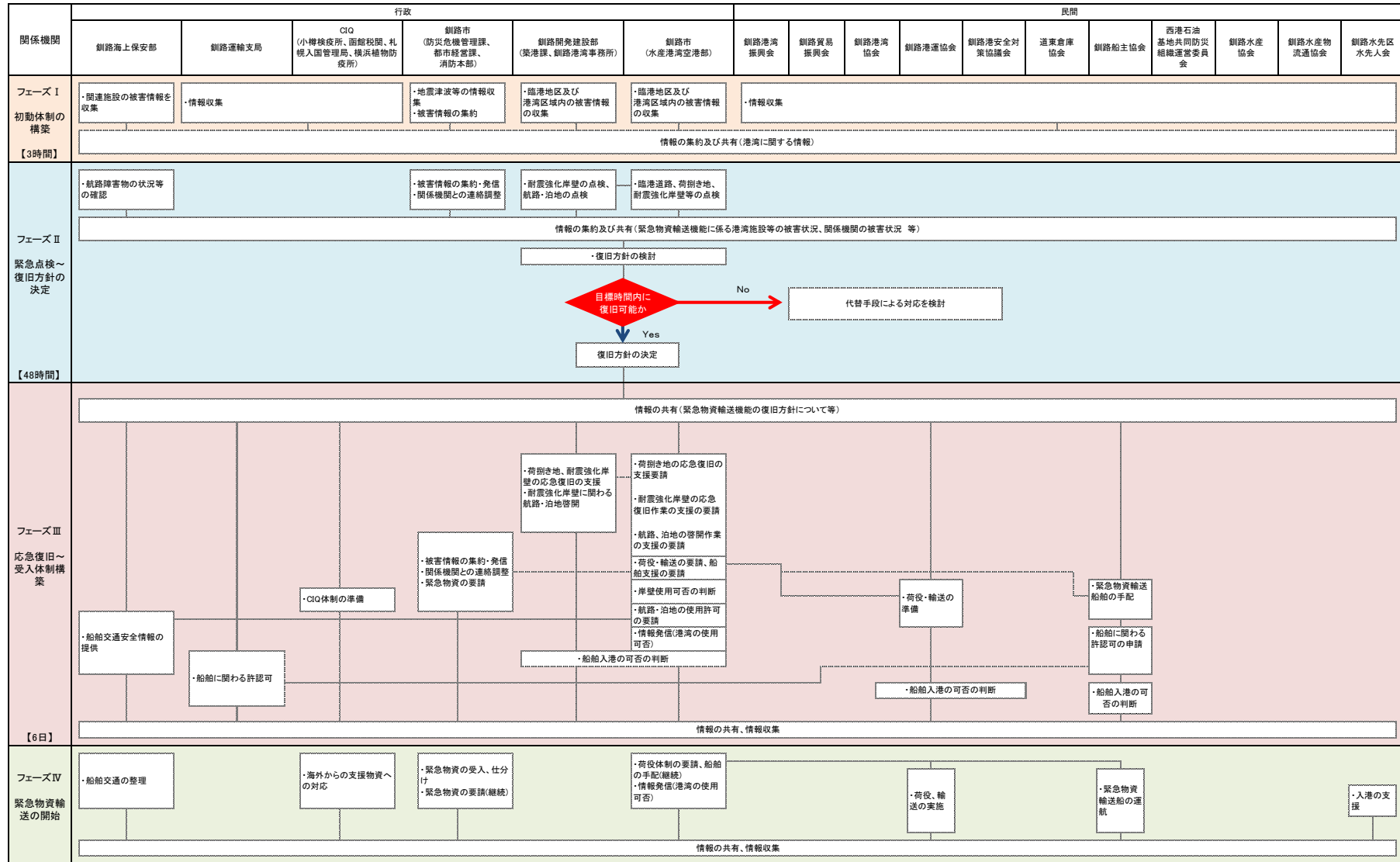


図 4-2-1 行動フロー

4-3 エネルギー輸送機能（石油類）

4-3-1 エネルギー輸送機能（石油類）の回復目標

表 4-3-1 に、回復目標を示す。

○被害レベル【小、中】

釧路港の臨港地区内のエネルギー関係企業のヒアリングによれば、灯油、LPG 等の備蓄量は5日間から1ヶ月程度であり、冬期間に在庫が逼迫することが確認されたことから、石油類の回復目標は被災した日から5日とする。

○被害レベル【大】

東日本大震災の事例では、石油類の施設が10日で回復した実績があることから、釧路港においても回復目標は被災した日から10日とする。

表 4-3-1 エネルギー輸送機能（石油類）に関わる回復目標

| | 被害レベル | | |
|------|---------|----|-----------|
| | 小 | 中 | 大 |
| 回復目標 | 5日 | 5日 | 10日 |
| 設定方法 | ヒアリング結果 | | 東日本大震災の事例 |

4-3-2 関係機関と主な行動内容

エネルギー輸送機能（石油類）における関係機関と、主な行動を表 4-3-2 に示す。

表 4-3-2 エネルギー輸送機能（石油類）における関係機関と主な行動内容

| 関係機関 | | 主な行動 |
|------------|--|---|
| 行政 | 釧路海上保安部 | 被害状況調査、情報の集約及び共有、航路障害物の状況等の確認、船舶交通安全情報の提供、情報収集、船舶交通の整理、危険物荷役の許可 |
| | 北海道運輸局釧路運輸支局 | 情報収集、情報の集約及び共有、船舶に関わる許認可 |
| | 小樽検疫所釧路出張所 | 情報収集、情報の集約及び共有 |
| | 函館税関釧路税関支署 | |
| | 札幌入国管理局釧路港出張所 | |
| | 横浜植物防疫所札幌支所釧路出張所 | |
| | 釧路開発建設部築港課 | 臨港地区及び港湾区域内の被害情報の収集、情報の集約及び共有、係留施設（石油栈橋・ドルフィン）の点検、航路・泊地の点検、復旧方針の検討、係留施設（石油栈橋・ドルフィン）の応急復旧、航路・泊地の啓開 |
| | 釧路開発建設部釧路港湾事務所 | |
| | 釧路市総務部防災危機管理課 | 地震・津波情報等の収集、被害情報の集約・発信、情報の共有、情報の収集、関係機関との連絡調整 |
| | 釧路市総合政策部都市経営課 | |
| 釧路市消防本部総務課 | | |
| 釧路市水産港湾空港部 | 臨港地区及び港湾区域内の被害情報の収集、情報の集約及び共有、臨港道路・係留施設（石油栈橋・ドルフィン）の点検、復旧方針の検討、係留施設（石油栈橋・ドルフィン）の応急復旧作業の支援の要請、航路・泊地の啓開作業の支援の要請、係留施設（石油栈橋・ドルフィン）の使用可否の判断、情報発信（港湾の使用可否）、航路・泊地の使用許可の要請、情報の収集、情報の発信 | |
| 民間 | 釧路港湾振興会 | 情報収集、情報の集約及び共有、エネルギー関連施設の点検、エネルギー関連施設の応急復旧の実施、荷役・輸送の要請、船舶支援の要請、船舶に関わる許認可の申請、船舶の手配、船舶入港の可否の判断、荷役・輸送の準備、荷役・輸送の実施、船舶の運航、危険物の荷役の許可、 |
| | 釧路貿易振興会 | |
| | 釧路港湾協会 | |
| | 釧路港運協会 | |
| | 釧路港安全対策協議会 | |
| | 道東倉庫協会 | |
| | 釧路船主協会 | |
| | 西港石油基地共同防災組織運営委員会 | |
| | 釧路水産協会 | |
| | 釧路水産物流通協会 | |
| 釧路水先区水先人会 | 情報の集約及び共有、入港の支援、情報収集 | |

4-3-3 発災後の行動計画

1) フェーズⅠ：参集、体制の構築（概ね3時間）

- ①協議会の会員は各団体の定められた参集場所に集合し、応急復旧に向けた初動体制を構築する。（各協議会会員共通）
- ②釧路市は地震・津波等の災害の情報、被害情報を収集・集約する。
- ③釧路市以外の協議会会員は、関連する港湾施設の被害情報をわかる範囲で収集する。
- ④釧路市水産港湾空港部と釧路開発建設部（築港課、釧路港湾事務所）は、臨港地区及び港湾区域内の被害情報を収集する。
- ⑤釧路海上保安部は、関連する施設の被害情報を収集する。
- ⑥釧路市水産港湾空港部は各協議会会員から港湾施設の被害情報を収集するとともに、協議会会員へ情報発信し、情報の共有を図る。

2) フェーズⅡ：緊急点検～復旧方針の決定（概ね48時間）

- ①釧路市水産港湾空港部は、引き続き港湾施設の被害情報を収集するとともに、臨港道路、石油栈橋、ドルフィンの点検を実施する。
- ②釧路開発建設部（築港課、釧路港湾事務所）は、石油栈橋及びドルフィン、航路・泊地の点検を実施し、結果を釧路市水産港湾空港部に連絡する。
- ③西港石油基地は、エネルギー関連施設の点検を実施する。
- ④釧路市は、被害情報の集約・発信及び各関係機関と連絡調整を行う。
- ⑤釧路海上保安部は、航路障害物の状況等の確認を行う。
- ⑥釧路市水産港湾空港部は、点検結果をとりまとめた後、釧路開発建設部（築港課、釧路港湾事務所）と復旧方針を決定する。

3) フェーズⅢ：応急復旧～受け入れ態勢構築（10日）

- ①釧路市水産港湾空港部は、臨港道路、石油栈橋及びドルフィンの応急復旧作業の支援、航路・泊地の啓開作業の支援を釧路開発建設部（築港課、釧路港湾事務所）に要請する。
- ②釧路市は、被害情報の集約・発信を継続する。
- ③西港石油基地は、エネルギー関連施設の点検、応急復旧を実施する。
- ④西港石油基地は、荷役・輸送の手配、船舶の手配を港運協会、船主協会に要請する。
- ⑤釧路開発建設部（築港課、釧路港湾事務所）は、臨港道路、石油栈橋及びドルフィンの応急復旧、航路・泊地の啓開を支援する。
- ⑥港運協会は、荷役・輸送の準備を行う。
- ⑦船主協会は、船舶の手配を行う。
- ⑧釧路市水産港湾空港部は、航路啓開が終了次第、海上保安部に航路・泊地の使用許可を申請する。
- ⑨釧路海上保安部は、船舶交通安全情報を提供する。
- ⑩釧路市水産港湾空港部は、応急復旧完了後、石油栈橋及びドルフィンの使用可否について判断を行う。
- ⑪港運協会、船主協会は船舶入港の可否について判断する。
- ⑫西港石油基地は、船舶に関わる許認可（申請されていない内貿定期船の入港、危険物に

関わる緩和措置等)を釧路運輸支局に申請する。

⑬釧路市水産港湾空港部は、港湾の利用の可能な施設の情報を発信する。

4) フェーズⅣ：石油輸送の開始

①船主協会は、輸送船舶の運航、港運協会は石油製品の荷役・輸送を行う。

②港運協会は、危険物の荷役の許可を釧路海上保安部に申請する。

③釧路海上保安部は、船舶交通の整理を行う。また、危険物荷役の許可を行う。

④釧路水先区水先人会は、船舶の入港を支援する。

⑤西港石油基地は引き続き、輸送船舶の手配、荷役・輸送の手配を港運協会、船主協会に要請する。

⑥釧路市水産港湾空港部は、港湾の利用の可能な施設の情報を発信する。

4-3-4 エネルギー輸送機能（石油類）の行動計画

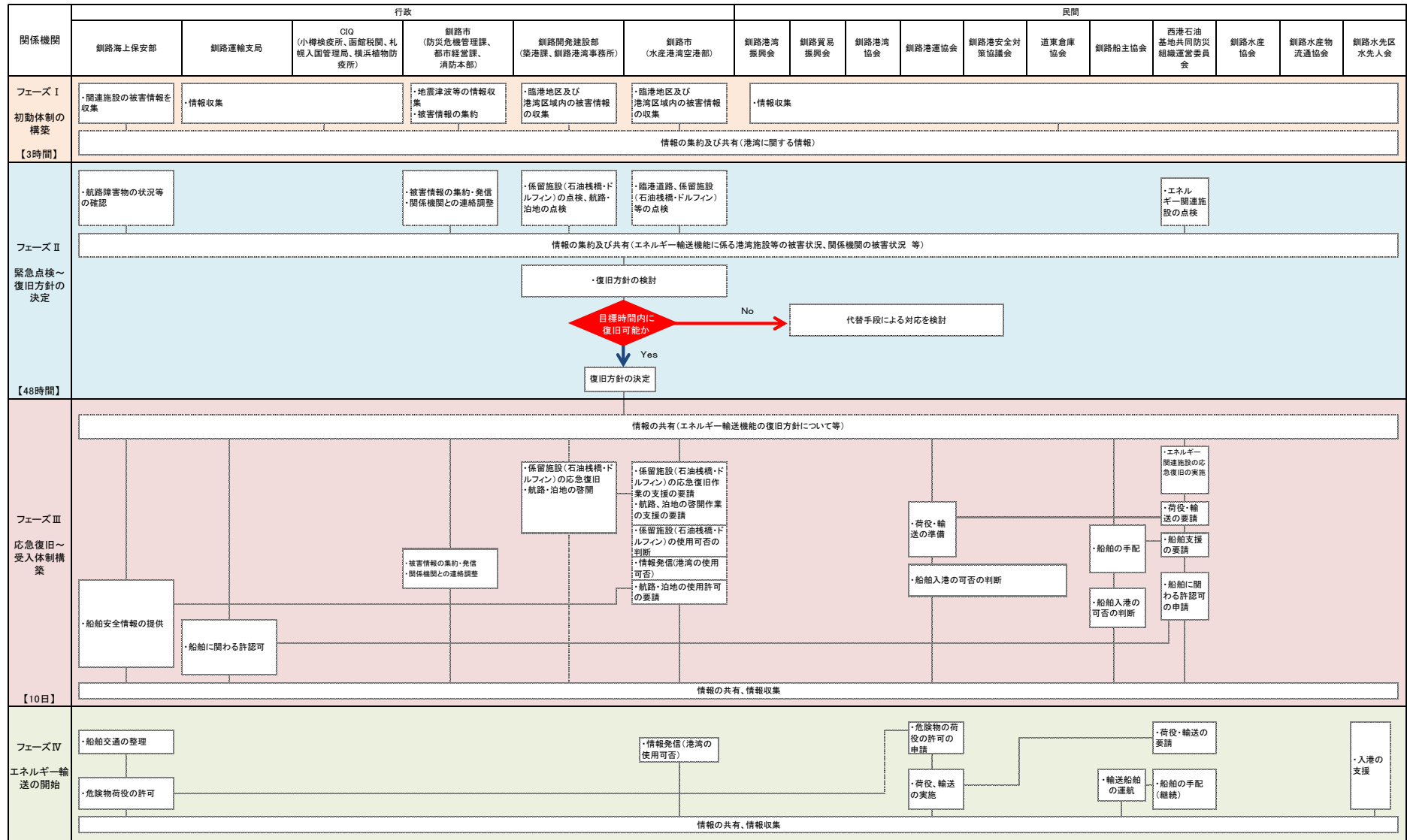


図 4-3-1 行動フロー

4-4 エネルギー輸送機能（石炭）

4-4-1 エネルギー輸送機能（石炭）の回復目標

表 4-4-1 に、回復目標を示す。

○被害レベル【小、中】

石炭利用企業のヒアリングによれば、石炭の備蓄量は数日～5 日程度であることから、石炭の回復目標は被災した日から 5 日とする。

○被害レベル【大】

東日本大震災の事例では、石炭の輸送に関わる施設が 47 日で回復した実績があることから、釧路港においても回復目標は被災した日から 1 ヶ月半とする。

表 4-4-1 石炭に関わる回復目標

| | 被害レベル | | |
|------|---------|-----|-----------|
| | 小 | 中 | 大 |
| 回復目標 | 5 日 | 5 日 | 1 ヶ月半 |
| 設定方法 | ヒアリング結果 | | 東日本大震災の事例 |

4-4-2 関係機関と主な行動内容

エネルギー輸送機能（石炭）における関係機関と、主な行動を**表 4-4-2**に示す。

表 4-4-2 エネルギー輸送機能（石炭）における関係機関と主な行動内容

| 関係機関 | | 主な行動 |
|------------|--|---|
| 行政 | 釧路海上保安部 | 被害状況調査、情報の集約及び共有、航路障害物の状況等の確認、船舶交通安全情報の提供、情報収集、船舶交通の整理 |
| | 北海道運輸局釧路運輸支局 | 情報収集、情報の集約及び共有、船舶に関わる許認可 |
| | 小樽検疫所釧路出張所 | 情報収集、情報の集約及び共有、CIQ体制の準備、外航船のCIQ対応 |
| | 函館税関釧路税関支署 | |
| | 札幌入国管理局釧路港出張所 | |
| | 横浜植物防疫所札幌支所釧路出張所 | |
| | 釧路開発建設部築港課 | |
| | 釧路開発建設部釧路港湾事務所 | 臨港地区及び港湾区域内の被害情報の収集、情報の集約及び共有、係留施設（西港区第4埠頭23号岸壁）の点検、航路・泊地の点検、復旧方針の検討、荷捌き地・係留施設（西港区第4埠頭23号岸壁）の応急復旧、航路・泊地の啓開、情報収集 |
| | 釧路市総務部防災危機管理課 | 地震・津波情報等の収集、被害情報の集約・発信、情報の共有、情報の収集、関係機関との連絡調整 |
| | 釧路市総合政策部都市経営課 | |
| 釧路市消防本部総務課 | | |
| 釧路市水産港湾空港部 | 臨港地区及び港湾区域内の被害情報の収集、情報の集約及び共有、臨港道路・荷捌き地・係留施設（西港区第4埠頭23号岸壁）・荷役機械等の点検、復旧方針の検討、荷捌き地・係留施設（西港区第4埠頭23号岸壁）の応急復旧の支援の要請、航路・泊地の啓開作業の支援の要請、荷役機械の応急復旧、係留施設（西港区第4埠頭23号岸壁）の使用可否の判断、情報発信（港湾の使用可否）、航路・泊地の使用許可の要請 | |
| 民間 | 釧路港湾振興会 | 情報収集、情報の集約及び共有、荷役・輸送の要請、船舶支援の要請、船舶に関わる許認可の申請、荷役・輸送の準備、船舶の手配、船舶入港の可否の判断、荷役・輸送の実施、輸送船舶の運航 |
| | 釧路貿易振興会 | |
| | 釧路港湾協会 | |
| | 釧路港運協会 | |
| | 釧路港安全対策協議会 | |
| | 道東倉庫協会 | |
| | 釧路船主協会 | |
| | 西港石油基地共同防災組織運営委員会 | |
| | 釧路水産協会 | |
| | 釧路水産物流通協会 | |
| 釧路水先区水先人会 | 情報の集約及び共有、入港の支援、情報収集 | |

4-4-3 発災後の行動計画

1) フェーズⅠ：参集、体制の構築（概ね 3 時間）

- ①協議会の会員は各団体の定められた参集場所に集合し、応急復旧に向けた初動体制を構築する。（各協議会会員共通）
- ②釧路市は地震・津波等の災害の情報、被害情報を収集・集約する。
- ③釧路市以外の協議会会員は、関連する港湾施設の被害情報をわかる範囲で収集する。
- ④釧路市水産港湾空港部と釧路開発建設部（築港課、釧路港湾事務所）は、臨港地区及び港湾区域内の被害情報を収集する。
- ⑤釧路海上保安部は、関連する施設の被害情報を収集する。
- ⑥釧路市水産港湾空港部は各協議会会員から港湾施設の被害情報を収集するとともに、協議会会員へ情報発信し、情報の共有を図る。

2) フェーズⅡ：緊急点検～復旧方針の決定（概ね 48 時間）

- ①釧路市水産港湾空港部は、引き続き港湾施設の被害情報を収集するとともに、臨港道路、荷捌き地、西港区第 4 埠頭 23 号岸壁、荷役機械（アンローダー）の点検を実施する。
- ②釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）は、西港区第 4 埠頭 23 号岸壁の点検、航路・泊地の点検を実施し、結果を釧路市水産港湾空港部に連絡する。
- ③釧路市は、被害情報の集約・発信及び各関係機関と連絡調整を行う。
- ④釧路海上保安部は、航路障害物の状況等の確認を行う。
- ⑤釧路市水産港湾空港部は、点検結果をとりまとめた後、釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）と復旧方針を決定する。

3) フェーズⅢ：応急復旧～受け入れ態勢構築（1 ヶ月半）

- ①釧路市水産港湾空港部は、臨港道路、荷捌き地、西港区第 4 埠頭 23 号岸壁の応急復旧作業の支援、航路・泊地の啓開作業の支援を釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）に要請する。また、荷役機械の応急復旧を実施する。
- ②釧路市は、被害情報の集約・発信を継続する。
- ③釧路港湾協会は、荷役・輸送の手配、船舶の手配を港運協会、船主協会に要請する。
- ④釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）は、西港区第 4 埠頭 23 号岸壁の応急復旧、航路・泊地の啓開を支援する。
- ⑤港運協会は、荷役・輸送の準備を行う。
- ⑥船主協会は、船舶の手配を行う。
- ⑦小樽検疫所、函館税関、札幌入国管理局、横浜植物防疫所は外航船の入港に備え準備する。
- ⑧釧路市水産港湾空港部は、航路啓開が終了次第、海上保安部に航路・泊地の使用許可を申請する。
- ⑨釧路海上保安部は、船舶交通安全情報を提供する。
- ⑩釧路市水産港湾空港部は、応急復旧完了後、西港区第 4 埠頭 23 号岸壁の使用可否について判断を行う。
- ⑪港運協会、船主協会は船舶入港の可否について判断する。

- ⑫釧路港湾協会は、船舶に関わる許認可を釧路運輸支局に申請する。
- ⑬釧路市水産港湾空港部は、港湾の利用の可能な施設の情報を発信する。

4) フェーズⅣ：石炭輸送の開始

- ①船主協会は輸送船舶の運航、港運協会は石炭の荷役・輸送を行う。
- ②釧路海上保安部は、船舶交通の整理を行う。
- ③釧路水先区水先人会は、船舶の入港を支援する。
- ④小樽検疫所、函館税関、札幌入国管理局、横浜植物防疫所は海外からの外航船の入港に関わる検疫、税関、出入国管理業務を実施する。
- ⑤釧路港湾協会は、引き続き、輸送船舶の手配、荷役・輸送の手配を港運協会、船主協会に要請する。
- ⑥釧路市水産港湾空港部は、港湾の利用の可能な施設の情報を発信する。

4-4-4 エネルギー輸送機能（石炭）の行動計画

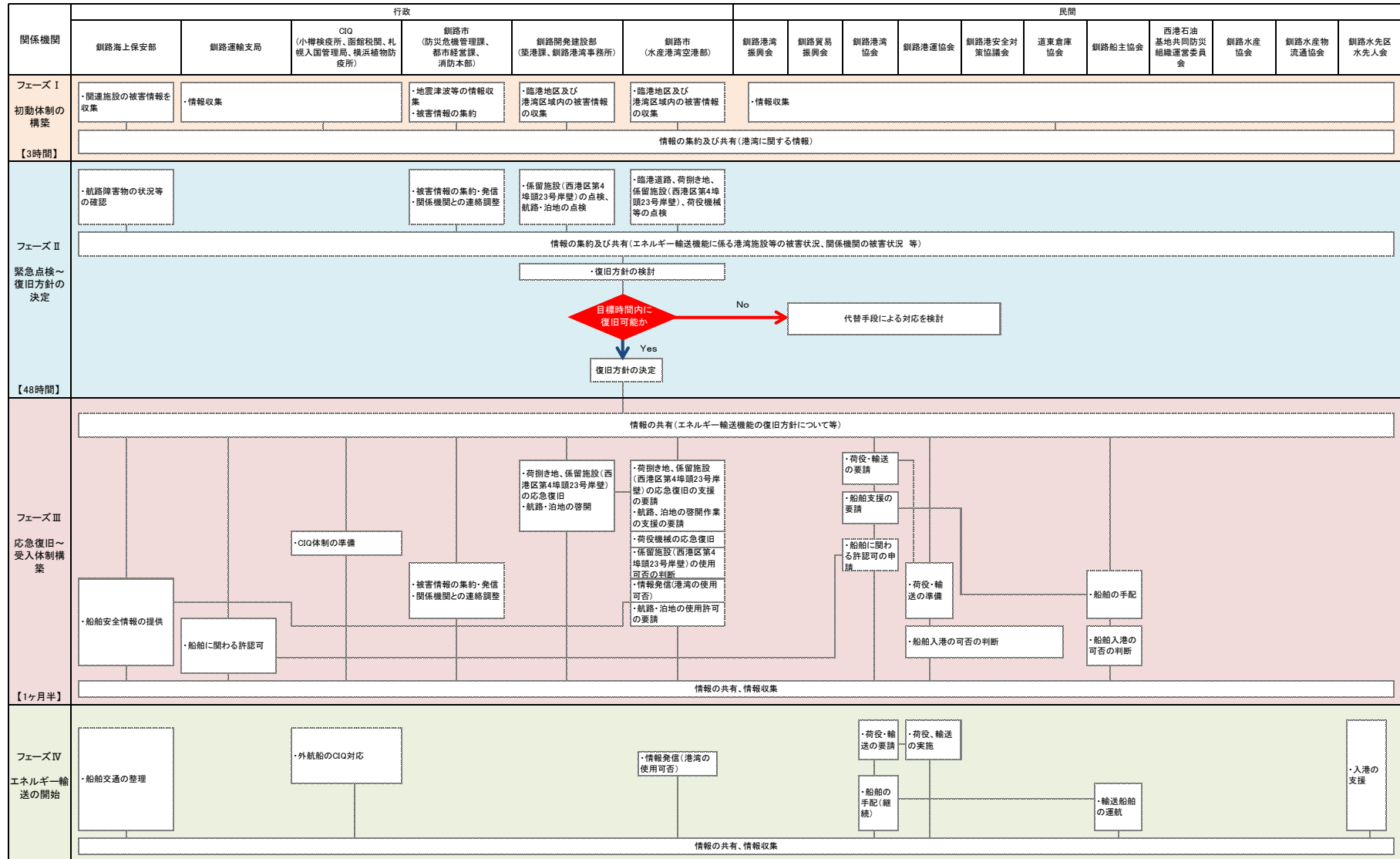


図 4-4-1 行動フロー

4-5 国際バルクターミナル機能

4-5-1 国際バルクターミナル機能の回復目標

表 4-5-1 に、回復目標を示す。

○被害レベル【小、中】

釧路港における臨港地区内のサイロ会社及び倉庫会社へのヒアリングによると、穀物飼料の主原料の備蓄量は1ヶ月程度であり、副原料の備蓄量は0.5ヶ月程度と確認された。これにより、国際バルクターミナル機能の回復目標は、被災した日から15日とする。

○被害レベル【大】

東日本大震災では、飼料工場が被災したことにより、輸送需要が発生したのは6ヶ月後であった。釧路港も飼料工場が臨海部に立地しており、同様の事態が発生することが考えられることから、回復目標は被災した日から6ヶ月とする。

表 4-5-1 回復目標

| | 被害レベル | | |
|------|---------|-----|-----------|
| | 小 | 中 | 大 |
| 回復目標 | 15日 | 15日 | 6ヶ月 |
| 設定方法 | ヒアリング結果 | | 東日本大震災の事例 |

4-5-2 関係機関と主な行動内容

国際バルクターミナル機能における関係機関と、主な行動を表 4-5-2 に示す。

表 4-5-2 関係機関と主な行動内容

| 関係機関 | | 主な行動 |
|------------|--|--|
| 行政 | 釧路海上保安部 | 被害状況調査、情報の集約及び共有、航路障害物の状況等の確認、船舶交通安全情報の提供、船舶交通の整理、情報収集 |
| | 北海道運輸局釧路運輸支局 | 情報収集、情報の集約及び共有、船舶に関わる許認可 |
| | 小樽検疫所釧路出張所 | 情報収集、情報の集約及び共有、CIQ 体制の準備、外航船の CIQ 対応 |
| | 函館税関釧路税関支署 | |
| | 札幌入国管理局釧路港出張所 | |
| | 横浜植物防疫所札幌支所釧路出張所 | |
| | 釧路開発建設部築港課 | 臨港地区及び港湾区域内の被害情報の収集、情報の集約及び共有、係留施設の点検、航路・泊地の点検、復旧方針の検討、荷捌き地・係留施設の応急復旧、航路・泊地の啓開、情報収集 |
| | 釧路開発建設部釧路港湾事務所 | |
| | 釧路市総務部防災危機管理課 | 情報の集約及び共有、地震津波等の情報収集、被害情報の集約・発信、関係機関との連絡調整、情報収集 |
| | 釧路市総合政策部都市経営課 | |
| 釧路市消防本部総務課 | | |
| 釧路市水産港湾空港部 | 臨港地区及び港湾区域内の被害情報の収集、情報の集約及び共有、臨港道路・荷捌き地・係留施設・荷役機械等の点検、復旧方針の検討、荷捌き地・係留施設の応急復旧の支援の要請、航路、泊地の啓開作業の支援の要請、荷役機械の応急復旧、係留施設の使用可否の判断、情報発信（港湾の使用可否）、航路・泊地の使用許可の要請、情報収集、情報発信 | |
| 民間 | 釧路港湾振興会 | 情報収集、情報の集約及び共有、保管施設・荷役機械の点検、保管施設・荷役機械の応急復旧、荷役・輸送の要請、船舶支援の要請、船舶に関わる許認可の申請、荷役・輸送の準備、船舶の手配、船舶入港の可否の判断、荷役・輸送の実施、荷役・輸送の要請、輸送船舶の運航 |
| | 釧路貿易振興会 | |
| | 釧路港湾協会 | |
| | 釧路港運協会 | |
| | 釧路港安全対策協議会 | |
| | 道東倉庫協会 | |
| | 釧路船主協会 | |
| | 西港石油基地共同防災組織運営委員会 | |
| | 釧路水産協会 | |
| | 釧路水産物流通協会 | |
| 釧路水先区水先人会 | 情報の集約及び共有、入港の支援、情報収集 | |

4-5-3 発災後の行動計画

1) フェーズⅠ：参集、体制の構築（概ね3時間）

- ①協議会の会員は各団体の定められた参集場所に集合し、応急復旧に向けた初動体制を構築する。（各協議会会員共通）
- ②釧路市は地震・津波等の災害の情報、被害情報を収集・集約する。
- ③釧路市以外の協議会会員は、関連する港湾施設の被害情報をわかる範囲で収集する。
- ④釧路市水産港湾空港部と釧路開発建設部（築港課、釧路港湾事務所）は、臨港地区及び港湾区域内の被害情報を収集する。
- ⑤釧路海上保安部は、関連する施設の被害情報を収集する。
- ⑥釧路市水産港湾空港部は各協議会会員から港湾施設の被害情報を収集するとともに、協議会会員へ情報発信し、情報の共有を図る。

2) フェーズⅡ：緊急点検～復旧方針の決定（概ね48時間）

- ①釧路市水産港湾空港部は、引き続き港湾施設の被害情報を収集するとともに、臨港道路、荷捌き地（エプロン）、係留施設、荷役機械（アンローダー・ベルトコンベア）の点検を実施する。
- ②釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）は、係留施設、航路・泊地の点検を実施し、結果を釧路市水産港湾空港部に連絡する。
- ③倉庫協会は、保管施設・荷役機械の点検を実施する。
- ④釧路市は、被害情報の集約・発信、各関係機関との連絡調整を行う。
- ⑤釧路海上保安部は、航路障害物の状況等の確認を行う。
- ⑥釧路市水産港湾空港部は、点検結果をとりまとめた後、釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）と復旧方針を決定する。

3) フェーズⅢ：応急復旧～受け入れ態勢構築（6ヶ月）

- ①釧路市水産港湾空港部は、臨港道路、荷捌き地（エプロン）、係留施設の応急復旧作業の支援、航路・泊地の啓開の作業の支援を釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）に要請する。また、荷役機械の応急復旧（メーカーに依頼）する。
- ②釧路市は、被害情報の集約・発信を継続する。
- ③倉庫協会は、保管施設・荷役機械の点検、応急復旧の実施する。
- ④倉庫協会は、荷役の手配、船舶の手配を港運協会、船主協会に要請する。
- ⑤船主協会は、船舶の手配を行う。
- ⑥小樽検疫所、函館税関、札幌入国管理局、横浜植物防疫所は外航船の入港に備え準備する。
- ⑦釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）は、係留施設の応急復旧、航路・泊地の啓開を支援する。
- ⑧港運協会、船主協会は輸送船の準備、荷役・輸送の準備を行う。
- ⑨釧路市水産港湾空港部は、航路啓開が終了次第、海上保安部に航路・泊地の使用許可を申請する。
- ⑩釧路海上保安部は、航路・泊地の啓開、船舶交通安全情報を提供する。

- ⑪釧路市水産港湾空港部は、応急復旧完了後、係留施設の使用可否について判断を行う。
- ⑫港運協会、船主協会は船舶入港の可否の判断を行う。
- ⑬倉庫協会は、船舶に関わる許認可を釧路運輸支局に申請する。
- ⑭釧路市水産港湾空港部は、港湾の利用可能な施設の情報を発信する。

4) フェーズⅣ：輸送の開始

- ①船主協会は輸送船舶の運航、港運協会は荷役・輸送を行う。
- ②釧路海上保安部は、船舶交通の整理を行う。
- ③釧路水先区水先人会は、船舶の入港を支援する。
- ④小樽検疫所、函館税関、札幌入国管理局、横浜植物防疫所は海外からのコンテナ船の入港に関わる検疫、税関、出入国管理業務を実施する。
- ⑤倉庫協会は引き続き、輸送船舶の手配、荷役・輸送の手配を港運協会、船主協会に要請する。
- ⑥釧路市水産港湾空港部は、港湾の利用の可能な施設の情報を発信する。

4-5-4 国際バルクターミナル機能の行動計画

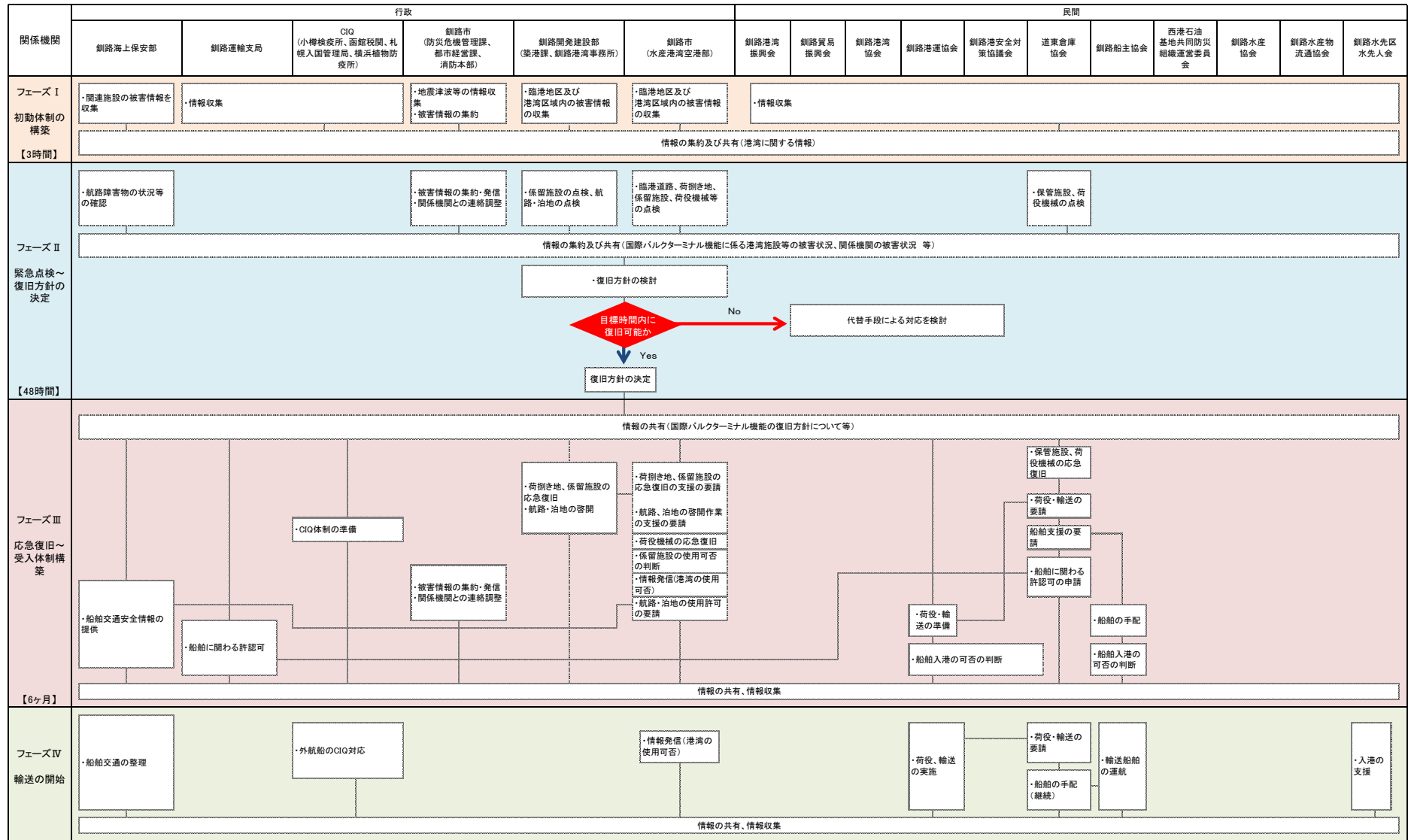


図 4-5-1 行動フロー

4-6 ユニットロードターミナル機能（内質）

4-6-1 ユニットロードターミナル機能（内質）の回復目標

表 4-6-1 に、回復目標を示す。

○被害レベル【小、中】

- ・ユニットロード貨物の主な貨物は、その他畜産品（生乳）、紙・パルプ等である。
- ・関連団体へのヒアリングによると、その他畜産品（生乳）はその日のうちに工場へ輸送するため、基本的に備蓄はない。また、東日本大震災時の事例では、生産調整等により道外への出荷を6日間程度遅延させた実績があることが確認された。
- ・紙・パルプの在庫量は製紙会社へのヒアリングによると、1ヶ月程度と確認された。
- ・その他畜産品（生乳）の状況を踏まえ、回復目標は被災した日から1週間とする。

○被害レベル【大】

東日本大震災の事例では、RORO船が約1ヶ月で再開した実績があることから、釧路港においても回復目標は被災した日から1ヶ月とする。

表 4-6-1 回復目標

| | 被害レベル | | |
|------|---------|-----|-----------|
| | 小 | 中 | 大 |
| 回復目標 | 1週間 | 1週間 | 1ヶ月 |
| 設定方法 | ヒアリング結果 | | 東日本大震災の事例 |

4-6-2 関係機関と主な行動内容

ユニットロードターミナル機能（内貿）における関係機関と、主な行動を表 4-6-2 に示す。

表 4-6-2 関係機関と主な行動内容

| 関係機関 | | 主な行動 |
|------------|--|---|
| 行政 | 釧路海上保安部 | 被害状況調査、情報の集約及び共有、航路障害物の状況等の確認、船舶交通安全情報の提供、船舶交通の整理、情報収集 |
| | 北海道運輸局釧路運輸支局 | 情報収集、情報の集約及び共有、船舶に関わる許認可 |
| | 小樽検疫所釧路出張所 | 情報収集、情報の集約及び共有 |
| | 函館税関釧路税関支署 | |
| | 札幌入国管理局釧路港出張所 | |
| | 横浜植物防疫所札幌支所釧路出張所 | |
| | 釧路開発建設部築港課 | 臨港地区及び港湾区域内の被害情報の収集、情報の集約及び共有、係留施設の点検、航路・泊地の点検、復旧方針の検討、荷捌き地・係留施設の応急復旧、航路・泊地の啓開、情報収集 |
| | 釧路開発建設部釧路港湾事務所 | 地震津波等の情報収集、被害情報の集約、情報の集約及び共有、関係機関との連絡調整、情報収集 |
| | 釧路市総務部防災危機管理課 | |
| | 釧路市総合政策部都市経営課 | |
| 釧路市消防本部総務課 | | |
| 釧路市水産港湾空港部 | 臨港地区及び港湾区域内の被害情報の収集、情報の集約及び共有、臨港道路・荷捌き地・係留施設等の点検、復旧方針の検討、荷捌き地・係留施設の応急復旧の支援の要請、航路・泊地の啓開作業の支援の要請、係留施設の使用可否の判断、情報発信（港湾の使用可否）、航路・泊地の使用許可の要請、情報発信（港湾の使用可否）、情報収集 | |
| 民間 | 釧路港湾振興会 | 情報収集、情報の集約及び共有、船舶に関わる許認可の申請、荷役・輸送の準備、荷役・輸送の要請、船舶の手配、船舶入港の可否の判断、荷役・輸送の実施、輸送船舶の運航、 |
| | 釧路貿易振興会 | |
| | 釧路港湾協会 | |
| | 釧路港運協会 | |
| | 釧路港安全対策協議会 | |
| | 道東倉庫協会 | |
| | 釧路船主協会 | |
| | 西港石油基地共同防災組織運営委員会 | |
| | 釧路水産協会 | |
| | 釧路水産物流通協会 | |
| 釧路水先区水先人会 | 情報の集約及び共有、入港の支援、情報収集 | |

4-6-3 発災後の行動計画

1) フェーズⅠ：参集、体制の構築（概ね3時間）

- ①協議会の会員は各団体の定められた参集場所に集合し、応急復旧に向けた初動体制を構築する。（各協議会会員共通）
- ②釧路市は地震・津波等の災害の情報、被害情報を収集・集約する。
- ③釧路市以外の協議会会員は、関連する港湾施設の被害情報をわかる範囲で収集する。
- ④釧路市水産港湾空港部と釧路開発建設部（築港課、釧路港湾事務所）は、臨港地区及び港湾区域内の被害情報を収集する。
- ⑤釧路海上保安部は、関連する施設の被害情報を収集する。
- ⑥釧路市水産港湾空港部は各協議会会員から港湾施設の被害情報を収集するとともに、協議会会員へ情報発信し、情報の共有を図る。

2) フェーズⅡ：緊急点検～復旧方針の決定（概ね48時間）

- ①釧路市水産港湾空港部は、引き続き港湾施設の被害情報を収集するとともに、臨港道路、荷捌き地（エプロン）、係留施設の点検を実施する。
- ②釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）は、係留施設、航路・泊地の点検を実施し、結果を釧路市水産港湾空港部に連絡する。
- ③釧路市は、被害情報の集約・発信及び各関係機関と連絡調整を行う。
- ④釧路海上保安部は、航路障害物の状況等の確認を行う。
- ⑤釧路市水産港湾空港部は、点検結果をとりまとめた後、釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）と復旧方針を決定する。

3) フェーズⅢ：応急復旧～受け入れ態勢構築（1ヶ月）

- ①釧路市水産港湾空港部は、臨港道路、荷捌き地、係留施設の応急復旧作業の支援、航路・泊地の啓開作業の支援を釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）に要請する。
- ②釧路市は、被害情報の集約・発信を継続する。
- ③船主協会は、荷役の手配を港運協会に要請するとともに、船舶の手配を行う。
- ④釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）は、係留施設の応急復旧、航路・泊地の啓開を支援する。
- ⑤港運協会は、荷役・輸送の準備を行う。
- ⑥釧路市水産港湾空港部は、航路啓開が終了次第、海上保安部に航路・泊地の使用許可を申請する。
- ⑦釧路海上保安部は、船舶交通安全情報を提供する。
- ⑧釧路市水産港湾空港部は、応急復旧完了後、係留施設の使用可否について判断を行う。
- ⑨港運協会は、船主協会は船舶入港の可否について判断する。
- ⑩船主協会は、船舶に関わる許認可を釧路運輸支局に申請する。
- ⑪釧路市水産港湾空港部は、港湾の利用の可能な施設の情報を発信する。

4) フェーズⅣ：輸送の開始

- ① 船主協会は輸送船舶の運航、港運協会はユニット貨物の荷役・輸送を行う。
- ② 釧路海上保安部は、船舶交通の整理を行う。
- ③ 釧路水先区水先人会は、船舶の入港の支援をする。
- ④ 船主協会は引き続き、荷役・輸送の手配を港運協会に要請するとともに、輸送船舶の運航を実施する。
- ⑤ 釧路市水産港湾空港部は、港湾の利用の可能な施設の情報を発信する。

4-6-4 ユニットロードターミナル機能（内貿）の行動計画

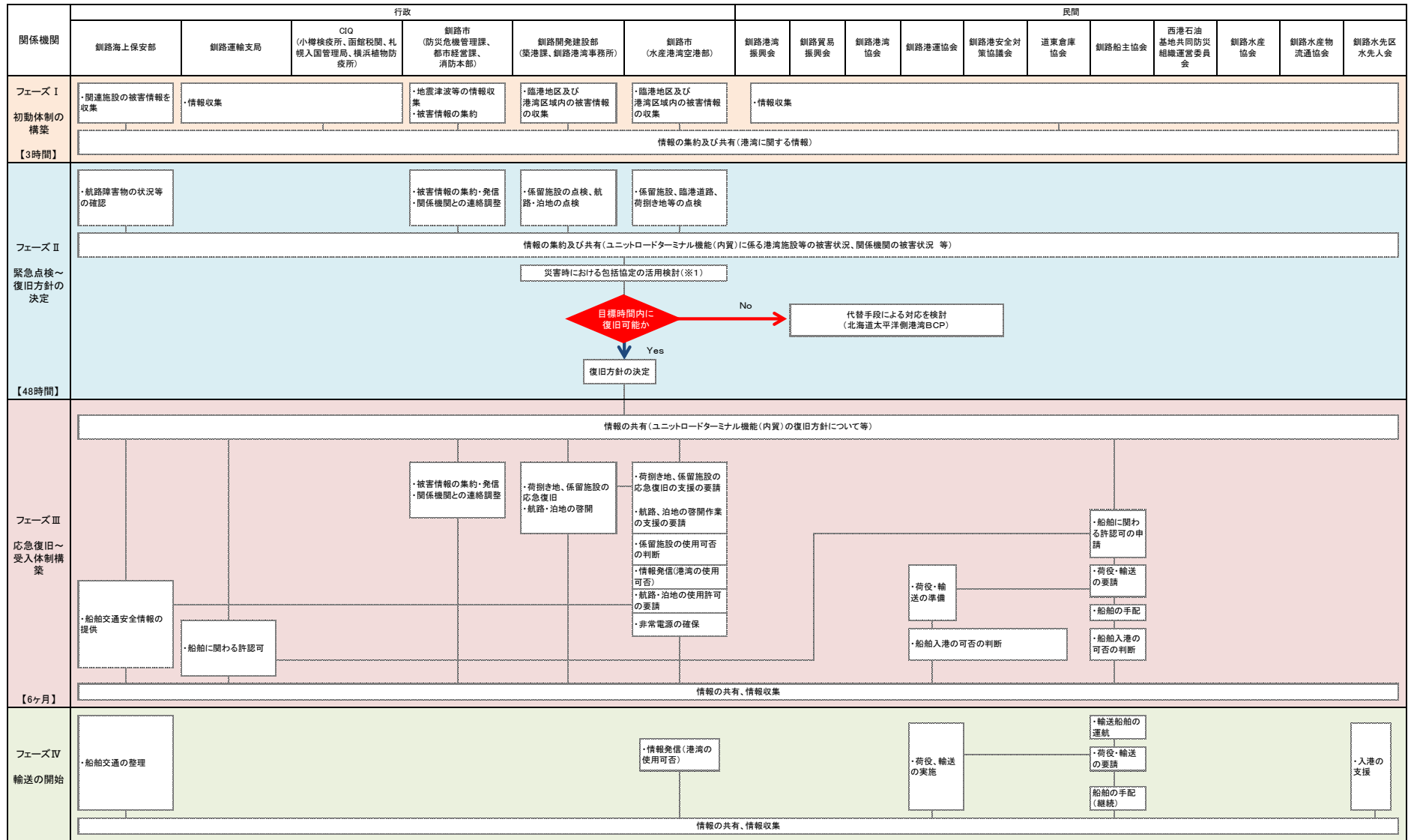


図 4-6-1 行動フロー

※1：災害発生時における港湾施設等の緊急的な応急対策業務に関する包括協定書

4-7 ユニットロードターミナル機能（外貿）

4-7-1 ユニットロードターミナル機能（外貿）の回復目標

表 4-7-1 に、回復目標を示す。

○被害レベル【小、中】

外貿コンテナの主な貨物は、紙・パルプである。紙・パルプの在庫量は製紙会社へのヒアリングによると1ヶ月程度と確認されたことから、回復目標は被災した日から1ヶ月とする。

○被害レベル【大】

東日本大震災の事例では、仙台港において国際定期コンテナ航路（中国/韓国航路）が6ヶ月と20日で再開した実績があることから、釧路港においても回復目標は被災した日から6ヶ月とする。

表 4-7-1 回復目標

| | 被害レベル | | |
|------|---------|-----|-----------|
| | 小 | 中 | 大 |
| 回復目標 | 1ヶ月 | 1ヶ月 | 6ヶ月 |
| 設定方法 | ヒアリング結果 | | 東日本大震災の事例 |

4-7-2 関係機関と主な行動内容

ユニットロードターミナル機能（外貿）における関係機関と、主な行動を表 4-7-2 に示す。

表 4-7-2 関係機関と主な行動内容

| 関係機関 | | 主な行動 |
|------------|---|---|
| 行政 | 釧路海上保安部 | 被害状況調査、情報の集約及び共有、航路障害物の状況等の確認、船舶交通安全情報の提供、船舶交通の整理、情報収集 |
| | 北海道運輸局釧路運輸支局 | 情報収集、情報の集約及び共有、船舶に関わる許認可 |
| | 小樽検疫所釧路出張所 | 情報収集、情報の集約及び共有、CIQ 体制の準備、外航コンテナ船の CIQ 対応 |
| | 函館税関釧路税関支署 | |
| | 札幌入国管理局釧路港出張所 | |
| | 横浜植物防疫所札幌支所釧路出張所 | |
| | 釧路開発建設部築港課 | 臨港地区及び港湾区域内の被害情報の収集、情報の集約及び共有、西港区第 3 埠頭 18 号岸壁の点検、航路・泊地の点検、復旧方針の検討、荷捌き地・係留施設（西港区第 3 埠頭 18 号岸壁）の応急復旧、航路・泊地の啓開、情報収集 |
| | 釧路開発建設部釧路港湾事務所 | 地震津波等の情報収集、情報の集約及び共有、被害情報の集約・発信、関係機関との連絡調整、情報収集 |
| | 釧路市総務部防災危機管理課 | |
| | 釧路市総合政策部都市経営課 | |
| 釧路市消防本部総務課 | 臨港地区及び港湾区域内の被害情報の収集、情報の集約及び共有、臨港道路・荷捌き地・西港区第 3 埠頭 18 号岸壁・荷役機械等の点検、復旧方針の検討、荷捌き地・係留施設（西港区第 3 埠頭 18 号岸壁）の応急復旧作業の支援の要請、航路・泊地の啓開作業の支援の要請、荷役機械の応急復旧、係留施設の使用可否の判断、情報発信（港湾の使用可否）、航路・泊地の使用許可の要請、情報収集 | |
| 釧路市水産港湾空港部 | | |
| 民間 | 釧路港湾振興会 | 情報収集、情報の集約及び共有、船舶の手配、船舶に関わる許認可の申請、荷役・輸送の準備、荷役・輸送の要請、船舶入港の可否の判断、船舶の運航、荷役・輸送の実施 |
| | 釧路貿易振興会 | |
| | 釧路港湾協会 | |
| | 釧路港運協会 | |
| | 釧路港安全対策協議会 | |
| | 道東倉庫協会 | |
| | 釧路船主協会 | |
| | 西港石油基地共同防災組織運営委員会 | |
| | 釧路水産協会 | |
| | 釧路水産物流通協会 | |
| | 釧路水先区水先人会 | 情報の集約及び共有、入港の支援、情報収集 |

4-7-3 発災後の行動計画

1) フェーズⅠ：参集、体制の構築（概ね 3 時間）

- ①協議会の会員は各団体の定められた参集場所に集合し、応急復旧に向けた初動体制を構築する。（各協議会会員共通）
- ②釧路市は地震・津波等の災害の情報、被害情報を収集・集約する。
- ③釧路市以外の協議会会員は、関連する港湾施設の被害情報をわかる範囲で収集する。
- ④釧路市水産港湾空港部と釧路開発建設部（築港課、釧路港湾事務所）は、臨港地区及び港湾区域内の被害情報を収集する。
- ⑤釧路海上保安部は、関連する施設の被害情報を収集する。
- ⑥釧路市水産港湾空港部は各協議会会員者から港湾施設の被害情報を収集するとともに、協議会会員へ情報発信し、情報の共有を図る。

2) フェーズⅡ：緊急点検～復旧方針の決定（概ね 48 時間）

- ①釧路市水産港湾空港部は、引き続き港湾施設の被害情報を収集するとともに、臨港道路、荷捌き地（エプロン）、西港区第 3 埠頭 18 号岸壁、荷役機械（ガントリークレーン）の点検を実施する。
- ②釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）は、西港区第 3 埠頭 18 号岸壁、航路・泊地の点検を実施し、結果を釧路市水産港湾空港部に連絡する。
- ③釧路市は、被害情報の集約・発信及び各関係機関と連絡調整を行う。
- ④釧路海上保安部は、航路障害物の状況等の確認を行う。
- ⑤釧路市水産港湾空港部は、点検結果をとりまとめた後、釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）と復旧方針を決定する。

3) フェーズⅢ：応急復旧～受け入れ態勢構築（6 ヶ月）

- ①釧路市水産港湾空港部は、臨港道路、荷捌き地、西港区第 3 埠頭 18 号岸壁の応急復旧作業の支援、航路・泊地の啓開作業の支援を釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）に要請する。また、荷役機械の応急復旧を実施する。
- ②釧路市は、被害情報の集約・発信を継続する。
- ③船主協会は、荷役の手配を港運協会に要請するとともに、船舶の手配を行う。
- ④釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）は、西港区第 3 埠頭 18 号岸壁の応急復旧、西港区第 3 埠頭 18 号岸壁に関わる航路・泊地の啓開を支援する。
- ⑤港運協会は荷役・輸送の準備を行う。
- ⑥小樽検疫所、函館税関、札幌入国管理局、横浜植物防疫所は外航コンテナ船の入港に備え準備を行う。
- ⑦釧路市水産港湾空港部は、航路啓開が終了次第、海上保安部に航路・泊地の使用許可を申請する。
- ⑧釧路海上保安部は、船舶交通安全情報を提供する。
- ⑨釧路市水産港湾空港部は、応急復旧完了後、岸壁の使用可否について判断を行う。
- ⑩港運協会、船主協会は船舶入港の可否の判断を行う。
- ⑪船主協会は、船舶に関わる許認可（申請されていない外貿定期船の入港等）を釧路運輸

支局（仕向地の運輸局の場合もある）に申請する。

⑫釧路市水産港湾空港部は、港湾の利用可能な施設について情報を発信する。

4) フェーズⅣ：輸送の開始

①船主協会は輸送船舶の運航、港運協会はコンテナ貨物の荷役・輸送を行う。

②釧路海上保安部は、船舶交通の整理を行う。

③釧路水先区水先人会は、船舶の入港を支援する。

④小樽検疫所、函館税関、札幌入国管理局、横浜植物防疫所は海外からのコンテナ船の入港に関わる検疫、税関、出入国管理業務を実施する。

⑤船主協会は引き続き、荷役・輸送の手配を港運協会に要請するとともに、輸送船舶の運航を実施する。

⑥釧路市水産港湾空港部は、港湾の利用の可能な施設の情報を発信する。

4-7-4 ユニットロードターミナル機能（外貨）の行動計画

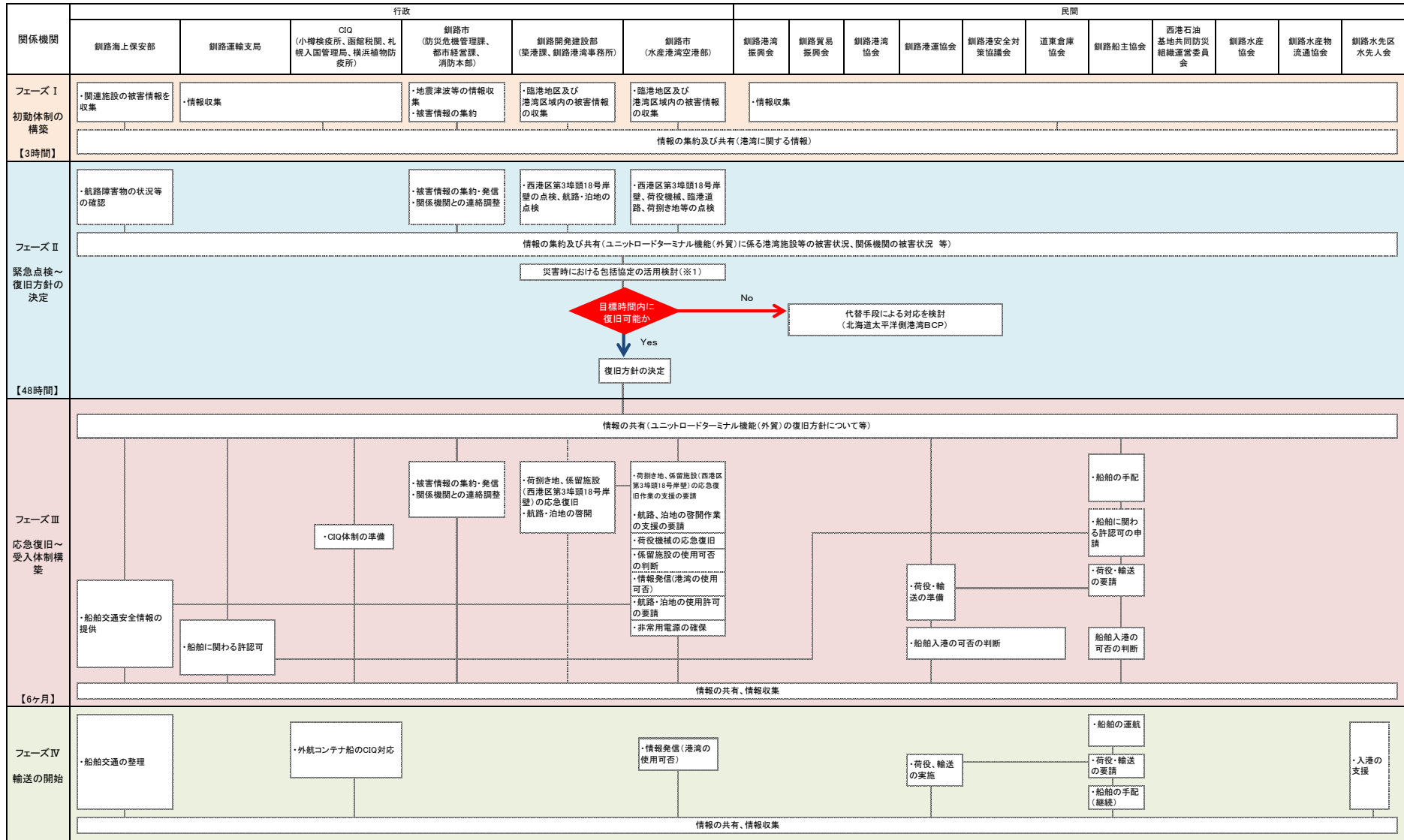


図 4-7-1 行動フロー

※1：災害発生時における港湾施設等の緊急的な応急対策業務に関する包括協定書

4-8 水産基地としての機能

4-8-1 水産基地機能の回復目標

表 4-8-1 に、回復目標を示す。

○被害レベル【小、中】

関連団体へのヒアリングによると、東日本大震災、釧路沖地震等の過去の災害においても釧路港を通じて水産品が流通していた。しかし、加工場の生産がストップしたことにより、2 週間程度、水産品の流通がストップしたことが確認されたことから、回復目標は被災した日から 2 週間とする。

○被害レベル【大】

東日本大震災の事例では、仮設市場の整備に伴い、漁業活動の再開が被災後 4 ヶ月（石巻漁港）で回復した実績があることから、釧路港においても回復目標は被災した日から 4 ヶ月とする。

表 4-8-1 回復目標

| | 被害レベル | | |
|------|---------|------|-----------|
| | 小 | 中 | 大 |
| 回復目標 | 2 週間 | 2 週間 | 4 ヶ月 |
| 設定方法 | ヒアリング結果 | | 東日本大震災の事例 |

4-8-2 関係機関と主な行動内容

水産基地における関係機関と、主な行動を表 4-8-2 に示す。

表 4-8-2 関係機関と主な行動内容

| 関係機関 | | 主な行動 |
|------------|---|---|
| 行政 | 釧路海上保安部 | 被害状況調査、情報の集約及び共有、航路障害物の状況等の確認、船舶交通安全情報の提供、情報収集、船舶交通の整理 |
| | 北海道運輸局釧路運輸支局 | 情報収集、情報の集約及び共有、 |
| | 小樽検疫所釧路出張所 | 情報収集、情報の集約及び共有 |
| | 函館税関釧路税関支署 | |
| | 札幌入国管理局釧路港出張所 | |
| | 横浜植物防疫所札幌支所釧路出張所 | |
| | 釧路開発建設部築港課 | 臨港地区及び港湾区域内の被害情報の収集、情報の集約及び共有、係留施設の点検、航路・泊地の点検、復旧方針の検討、荷捌き地・係留施設の応急復旧、航路・泊地の啓開、情報収集 |
| | 釧路開発建設部釧路港湾事務所 | |
| | 釧路市総務部防災危機管理課 | 地震津波等の情報収集、被害情報の集約、情報の集約及び共有、関係機関との連絡調整、情報収集 |
| | 釧路市総合政策部都市経営課 | |
| 釧路市消防本部総務課 | | |
| 釧路市水産港湾空港部 | 臨港地区及び港湾区域内の被害情報の収集、情報の集約及び共有、臨港道路・荷捌き地・係留施設等の点検、復旧方針の検討、荷捌き地・係留施設の応急復旧作業の支援の要請、航路・泊地の啓開作業の支援の要請、係留施設の使用可否の判断、情報発信、航路・泊地の使用許可の要請、情報収集 | |
| 民間 | 釧路港湾振興会 | 情報収集、情報の集約及び共有、市場・保管施設の点検、市場・保管施設の復旧、水産物の水揚げ・生産・流通、情報収集 |
| | 釧路貿易振興会 | |
| | 釧路港湾協会 | |
| | 釧路港運協会 | |
| | 釧路港安全対策協議会 | |
| | 道東倉庫協会 | |
| | 釧路船主協会 | |
| | 西港石油基地共同防災組織運営委員会 | |
| | 釧路水産協会 | |
| | 釧路水産物流通協会 | |
| 釧路水先区水先人会 | 情報収集、情報の集約及び共有 | |

4-8-3 発災後の行動計画

1) フェーズⅠ：参集、体制の構築（概ね3時間）

- ①協議会の会員は各団体の定められた参集場所に集合し、応急復旧に向けた初動体制を構築する。（各協議会会員共通）
- ②釧路市は地震・津波等の災害の情報、被害情報を収集・集約する。
- ③釧路市以外の協議会会員は、関連する港湾施設の被害情報をわかる範囲で収集する。
- ④釧路市水産港湾空港部と釧路開発建設部（築港課、釧路港湾事務所）は、臨港地区及び港湾区域内の被害情報を収集する。
- ⑤釧路海上保安部は、関連する施設の被害情報を収集する。
- ⑥釧路市水産港湾空港部は各協議会会員から港湾施設の被害情報を収集するとともに、協議会会員へ情報発信し、情報の共有を図る。

2) フェーズⅡ：緊急点検～復旧方針の決定（概ね48時間）

- ①釧路市水産港湾空港部は、引き続き港湾施設の被害情報を収集するとともに、臨港道路、荷捌き地（エプロン）、係留施設の点検を実施する。
- ②釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）は、係留施設、航路・泊地の点検を実施し、結果を釧路市水産港湾空港部に連絡する。
- ③水産協会、水産物流通協会は市場・保管施設の点検を実施する。
- ③釧路市は、被害情報の集約・発信及び各関係機関と連絡調整を行う。
- ④釧路海上保安部は、航路障害物の状況等の確認を行う。
- ⑤釧路市水産港湾空港部は、点検結果をとりまとめた後、釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）と復旧方針を決定する。

3) フェーズⅢ：応急復旧～受け入れ態勢構築（4ヶ月）

- ①釧路市水産港湾空港部は、臨港道路、荷捌き地、係留施設の応急復旧作業の支援、航路・泊地の啓開作業の支援を釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）に要請する。
- ②釧路市は、被害情報の集約・発信を継続する。
- ③水産協会、水産物流通協会は市場・保管施設の応急復旧を実施する。
- ④釧路開発建設部（築港課、港湾事務所）は、係留施設の応急復旧、航路・泊地の啓開を支援する。
- ⑤釧路市水産港湾空港部は、航路啓開が終了次第、海上保安部に航路・泊地の使用許可を申請する。
- ⑥釧路海上保安部は、船舶交通安全情報を提供する。
- ⑦釧路市水産港湾空港部は、応急復旧完了後、係留施設の使用の可否の判断をする。
- ⑧釧路市水産港湾空港部は、港湾の利用の可能な施設の情報を発信する。

4) フェーズⅣ：輸送の開始（発災後～必要な期間）

- ①水産協会、水産物流通協会は水産物の水揚げ・生産・流通を開始する。
- ②釧路海上保安部は、船舶交通の整理を行う。
- ③釧路市水産港湾空港部は、港湾の利用の可能な施設の情報を発信する。

4-8-4 水産基地としての機能の行動計画

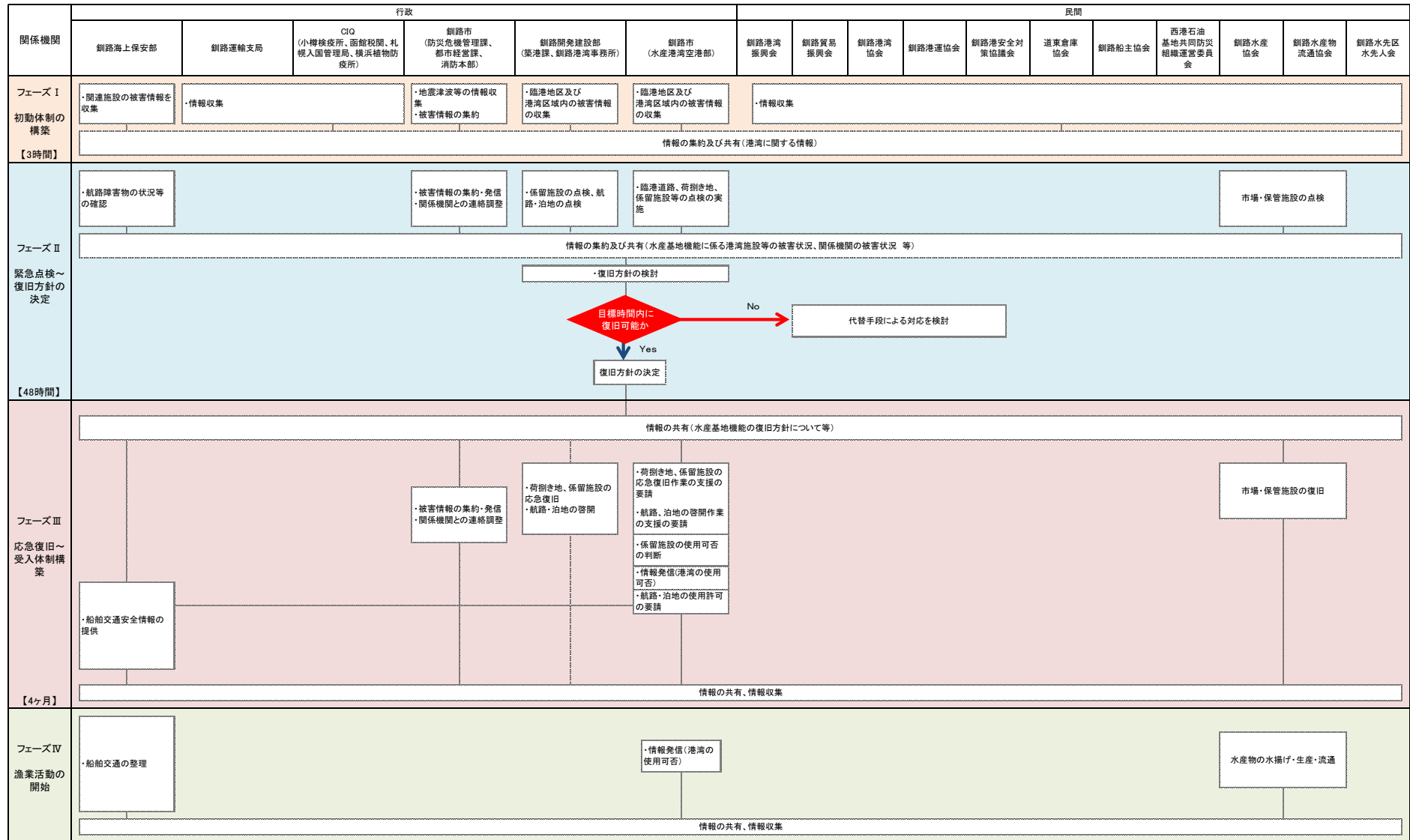


図 4-8-1 行動フロー

5. 連絡体制

5-1 情報連絡体制

5-1-1 情報連絡体制

緊急時の情報連絡体制を、**図 5-1-1** に示す。

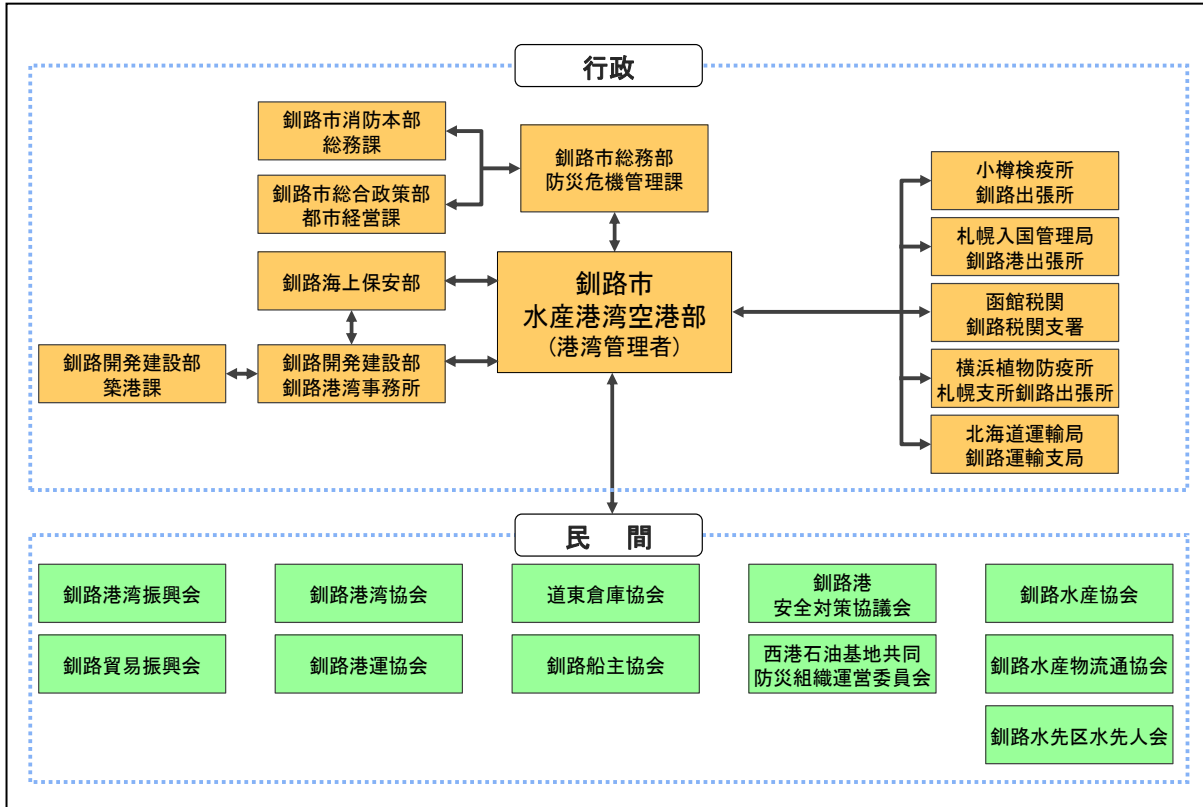


図 5-1-1 緊急時の情報連絡体制

5-1-2 情報連絡について

情報連絡については、**図 5-1-1** の連絡体制を基に連絡を行う。

釧路市水産港湾空港部よりインターネット等による情報発信を行うことを基本とするが、被災状況により電話・インターネット等による情報連絡が困難な場合には、各関係機関は釧路市水産港湾空港部の緊急時の活動拠点（**図 5-1-2**）へ出向き情報の収集に努める。

なお、情報通信網が長期間使用できない場合は、協議会の開催等も検討する。

- 第 1 候補 : 釧路市港湾庁舎 2F
釧路市西港 1 丁目 100 番 17 (TEL 53-3371)
- 第 2 候補 : 釧路市役所防災庁舎
黒金町 8 丁目 2 番地 (TEL 23-5151)

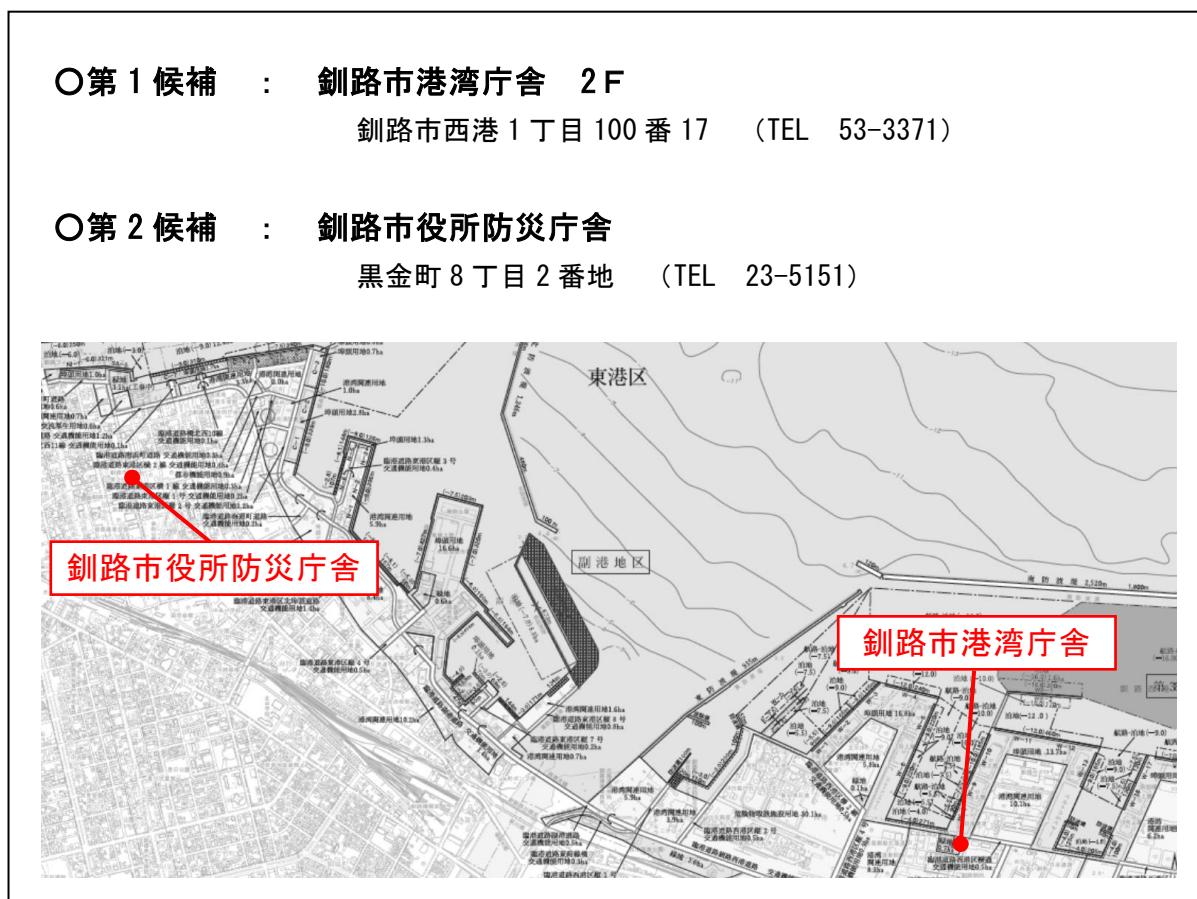


図 5-1-2 緊急時の活動拠点

5-2 釧路市水産港湾空港部から発信する情報の内容について

災害発生後に港湾利用者が必要な情報は「いつ」、「どの施設」が利用できるようになるかである。このため、係留施設、水域施設、荷捌き地、荷役機械等の「復旧状況」、「復旧の見込み」について速やかに発信する必要がある。

○情報発信する内容は、以下のとおり。

- ・今回整理した機能に関連する施設に加え、主要な係留施設
- ・現況の水深、延長、背後ヤードの面積、荷役機械
- ・復旧状況・復旧見込み
- ・情報の更新日時・内容

| 施設番号 | 施設名 | 施設諸元 | | | | 復旧状況 | | | | | 情報の更新状況 | | 備考 |
|------|-----------|------|-----|-------|------------------------------|------|------|-------|------|----------|----------|---------|----|
| | | 水深 | 延長 | 背後ヤード | 荷役機械 | 復旧水深 | 復旧延長 | 背後ヤード | 荷役機械 | 復旧見込み | 更新日時 | 内容 | |
| 1 | 南埠頭石炭ローダー | -7.5 | 217 | 〇〇ha | シップローター (850t/h×2基) 例) | -〇.〇 | 〇〇〇m | 〇〇ha | 損傷なし | 〇月〇日完全復旧 | 〇月〇日〇時更新 | 復旧水深を更新 | |
| 2 | 南埠頭雑貨岸壁 | -5.4 | 91 | 〇〇ha | | | | | | | | | |
| 3 | ▲▲▲▲▲ | ▲▲ | ▲▲▲ | ▲▲ha | | | | | | | | | |

図 5-2-1 情報発信する内容

○情報発信の方法、時期

- ・釧路市 HP による情報発信を基本とする
 - ※) 釧路市 HP による情報発信が出来ない場合、釧路市水産港湾空港部の活動拠点において、紙ベースでの情報発信を行う
- ・上記の情報は、フェーズⅡ終了後を目標に情報発信を行う

6. ボトルネックと事前対策

6-1 ボトルネックと事前対策

機能毎に想定される、ボトルネック及びボトルネックの解決のために必要な事前対策を、表 6-1-1 に整理する。

表 6-1-1 ボトルネックと事前対策

| 機能 | ボトルネック | 考えられる事前対策 |
|---------------------|--|--|
| 共通 | 人的被害、事務所浸水被害、道路の損傷による参集・体制構築の遅延 | 各団体におけるBCPの策定 事務所の耐震性・耐津波性の強化 |
| | 情報収集・関係機関との情報共有、連絡調整が困難(遅延) | 情報連絡方法の構築(衛星電話、連絡網、HP、メール等) |
| | 点検資機材、人員の不足による点検の着手の遅延 | 点検マニュアルの策定 建設業、コンサル等との協定 点検資機材の補充 |
| | 車両、漁具等の漂流物への対応 | 漂流物の撤去方法・撤去場所 漂流物の撤去に関する関係機関(持ち主)との協定 |
| | 重機・船舶の燃料不足 | 重機・船舶の燃料の確保の方法 |
| | 復旧作業における資機材、重機、船舶、人員の不足による耐震強化岸壁、航路・泊地、臨港道路等の復旧の遅延 | 重機・トラック等の確保の方法 建設業者、コンサル等との協定 |
| | 重機、トラック等の不足による緊急物資輸送の遅延 | 運送会社等との協定 |
| | 照明灯等の電源対策の対応 | 非常用電源の確保 |
| | 復旧期間が長期化 | 航路・泊地の応急復旧方法 臨港道路の応急復旧方法 |
| | 緊急物資輸送機能 | 耐震強化岸壁の損傷 |
| 復旧期間が長期化 | | 耐震強化岸壁が使用できない場合の代替輸送方法 |
| 緊急物資の荷捌き、輸送時等の混乱の発生 | | 耐震強化岸壁の利用方法の検討 |
| エネルギー輸送機能(石油類) | 西港区第1埠頭石油栈橋、東港区南埠頭石油ドルフィンの損傷 | 西港区第1埠頭石油栈橋、東港区南埠頭石油ドルフィンの応急復旧方法 |
| | 復旧期間が長期化 | 石油受け入れ施設の応急復旧方法 電源設備の応急復旧方法 石油受け入れ施設の耐震性・耐津波性の強化 電源設備の耐津波性の強化 |
| | | 西港区第1埠頭石油栈橋、東港区南埠頭石油ドルフィンが使用できない場合の代替輸送方法 |
| | | 西港区第4埠頭南側岸壁の応急復旧方法の検討 |
| エネルギー輸送機能(石炭) | 西港区第4埠頭南側岸壁の損傷 | 荷役機械の応急復旧方法 電源設備の応急復旧方法 |
| | 復旧期間が長期化 | 荷役機械の耐震性・耐津波性の強化 電源設備の耐津波性の強化 |
| | | 西港区第4埠頭南側岸壁が使用できない場合の代替輸送方法 |
| | | 西港区第2埠頭南側岸壁の応急復旧方法 |
| 国際バルクターミナル機能 | 西港区第2埠頭南側岸壁の損傷 | 荷役機械の応急復旧方法 電源設備の応急復旧方法 |
| | 復旧期間が長期化 | 荷役機械の耐震性・耐津波性の強化 電源設備の耐津波性の強化 |
| | | 西港区第2埠頭南側岸壁が使用できない場合の代替輸送方法 |
| | | 西港区第1埠頭南側岸壁、第1埠頭西側岸壁、第2埠頭西側岸壁の応急復旧方法 |
| ユニットロードターミナル機能(内貿) | 西港区第1埠頭南側岸壁、第1埠頭西側岸壁、第2埠頭西側岸壁の損傷 | 西港区第1埠頭南側岸壁、第1埠頭西側岸壁、第2埠頭西側岸壁が使用できない場合の代替輸送方法 |
| | 復旧期間が長期化 | 西港区第3埠頭18号岸壁の応急復旧方法 |
| ユニットロードターミナル機能(外貿) | 西港区第3埠頭18号岸壁の損傷 | 荷役機械の応急復旧方法 電源設備の応急復旧方法 |
| | 復旧期間が長期化 | 荷役機械の耐震性・耐津波性の強化 電源設備の耐津波性の強化 |
| | | 西港区第3埠頭18号岸壁が使用できない場合の代替輸送方法 |
| | | 副港の物揚場・岸壁の応急復旧方法 |
| 水産基地としての機能 | 副港の物揚場・岸壁の損傷 | 副港の物揚場・岸壁の応急復旧方法 |
| | 復旧期間が長期化 | 副港の物揚場・岸壁が使用できない場合の代替施設 |

6-2 事前対策の役割分担

事前対策の役割分担(団体毎)を、表 6-2-1 に示す。

7. その他必要な事項

7-1 PDCA サイクルによる計画の見直し

図 7-1-1 に、PDCA サイクルの概念図を示す。

港湾 BCP の実効性を高めるためには、計画内容の点検や訓練の実施等による問題点の抽出、また、港湾施設の整備状況や港湾利用者及び背後圏の動向等の環境の変化に対応し、必要に応じて定期的な見直しを行うことが重要である。

そのため、PDCA サイクルの手法を用いて継続的な計画の改善を行う。

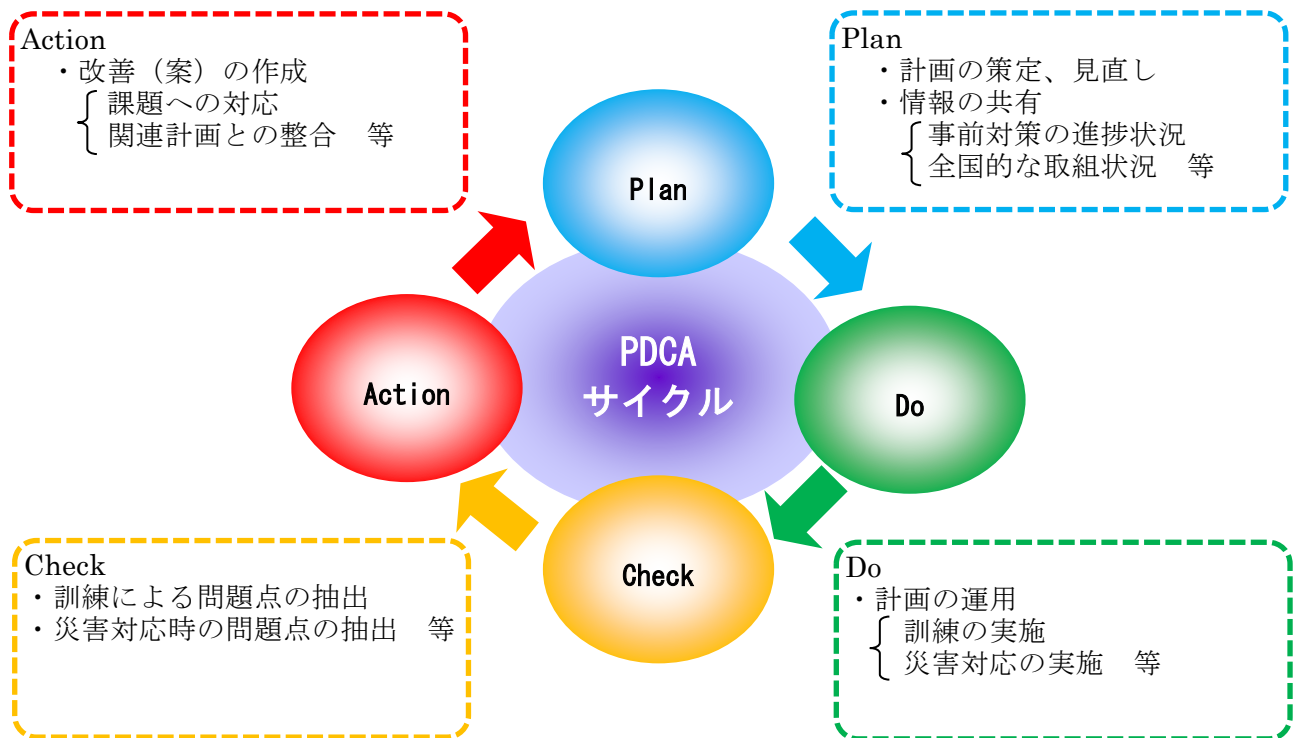


図 7-1-1 PDCA サイクルの概念図

7-2 BCP 訓練

表 7-2-1 に関係者の参加による訓練及び内容を示す。

本計画の関係者を対象とした訓練等の実施を通じて、平常時から災害に対する意識向上と、本計画の実効性の向上を図るものとする。

大規模災害発生後の港湾物流機能の継続を、円滑かつ確実に実施していくためには、関係者間の連携が不可欠である。本計画の実効性の向上及びそれに資する関係者の意識向上のため、定期的（年1回程度）な訓練等を実施する。

表 7-2-1 関係者の参加による訓練の種類及び内容

| 訓練の種類 | 内 容 等 |
|---|---|
| 情報伝達訓練 | ・情報収集伝達の流れについて、問題点等の洗い出しや、より実効性のある情報連絡系統の構築を図るため、関係機関が参加して情報伝達を実際に行う訓練。 |
| 非常参集訓練 | ・大規模災害発生後の初動体制を確認するため、関係者がそれぞれの事業所等へ徒歩で参集する訓練方法。 |
| RP（ロールプレイング）方式による訓練 | ・災害時と同じような状況（具体的・数値的な被害状況や関係機関など）を設定し、その中で役を通じて被害状況への対応を疑似体験する訓練方法。「役割演技法」とも言われる。 ・演習者のほかに、情報提供や要求を行うダミー機関を設定し、演習者は現実に近い状況を体験することができる。 |
| DIG（Disaster Imagination Game）による災害図上訓練 | ・与えられた課題に対して、考えられる多様な対応を討議する方式の図上訓練方法。組織や関係者間の相互理解を深めることができる。 ・通常の DIG では、災害発生直後の混乱期の初動対応を対象とすることが多いが、訓練の目的に応じて対象とする期間や局面（フェーズ）を設定することが重要。 |

注）訓練の実施については、以下の事項を考慮することにより、想定される多様な制約への対応力を向上させることを目指す。

- ・訓練を平常時の業務の中に定着させることで、非常時にも有効に機能させること。
- ・関係者の増減や異動といった実施の時期を考慮するほか、季節、平休日、昼夜の設定など、特性を反映させた実施条件を与えること。

7-3 初動対応について

発災後の初動対応を適切に実施することが重要である。

フェーズⅠの行動フローを図7-3-1に示す。

協議会会員は、参集までに把握できた担当連絡員の状況、事務所の被害概要、周辺の港湾施設の被災状況等を被害状況記入シート等（図7-3-2～4）を用いて釧路市水産港湾空港部に連絡する。

なお、情報連絡にあたって、電話、メール等の情報通信手段が利用出来ない場合には、水産港湾空港部の活動拠点にて情報交換を行うものとする。

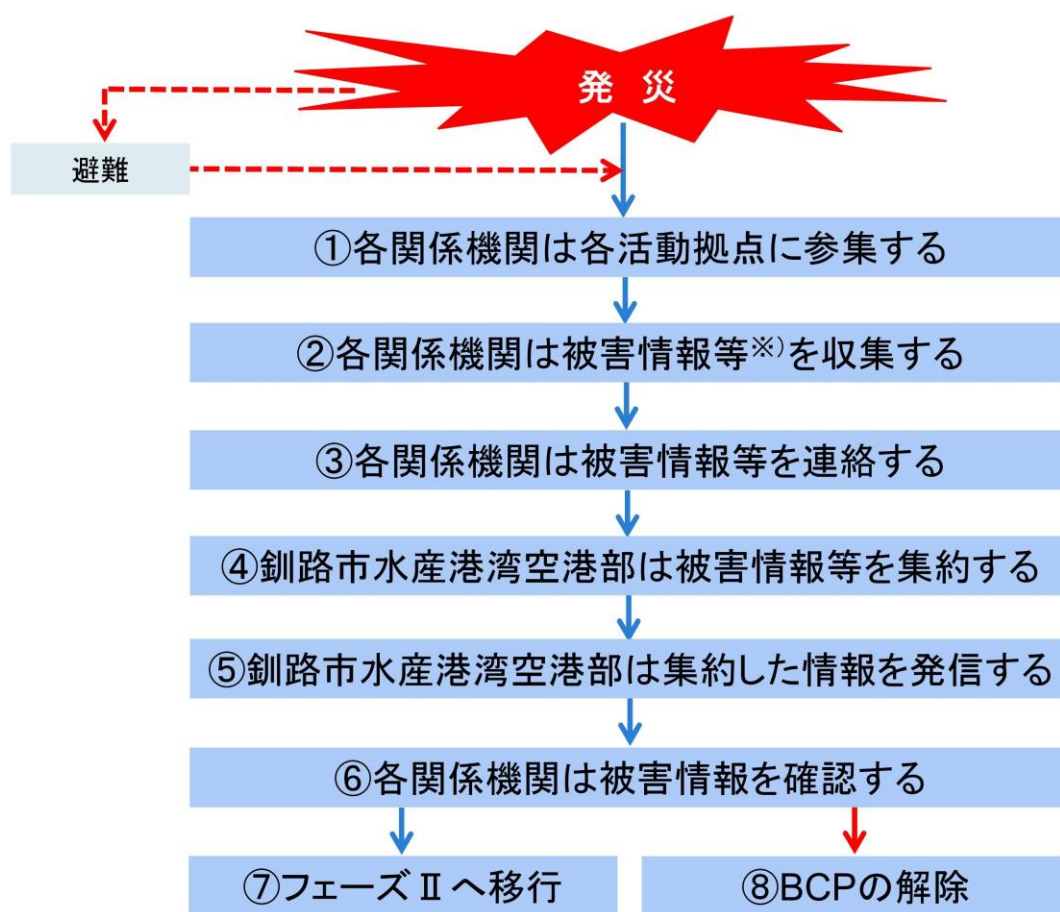


図7-3-1 フェーズⅠの行動フロー

※)「被害情報等」とは、担当連絡員の状況及び事務所の被害概要を主とし、周辺の港湾施設の被災状況等については、可能な範囲での情報収集・連絡とする。

釧路市 水産港湾空港部 行

TEL : 0154-53-3371

FAX : 0154-53-3373

E-MAIL : ko-kouwankuukou@city.kushiro.lg.jp

記入日 年 月 日

● 企業名

● 担当者名

● 連絡先

● 港湾施設の被害状況

| 区分 | 被災状況 |
|--------------------|------------------------|
| 例) ・当社の事務所の前の道路 | 例) ・道路が陥没し、車両の通行が困難 |
| | |
| | |
| | |
| | |

● 問題点・協議が必要な事項

図 7-3-2 被害状況記入シート

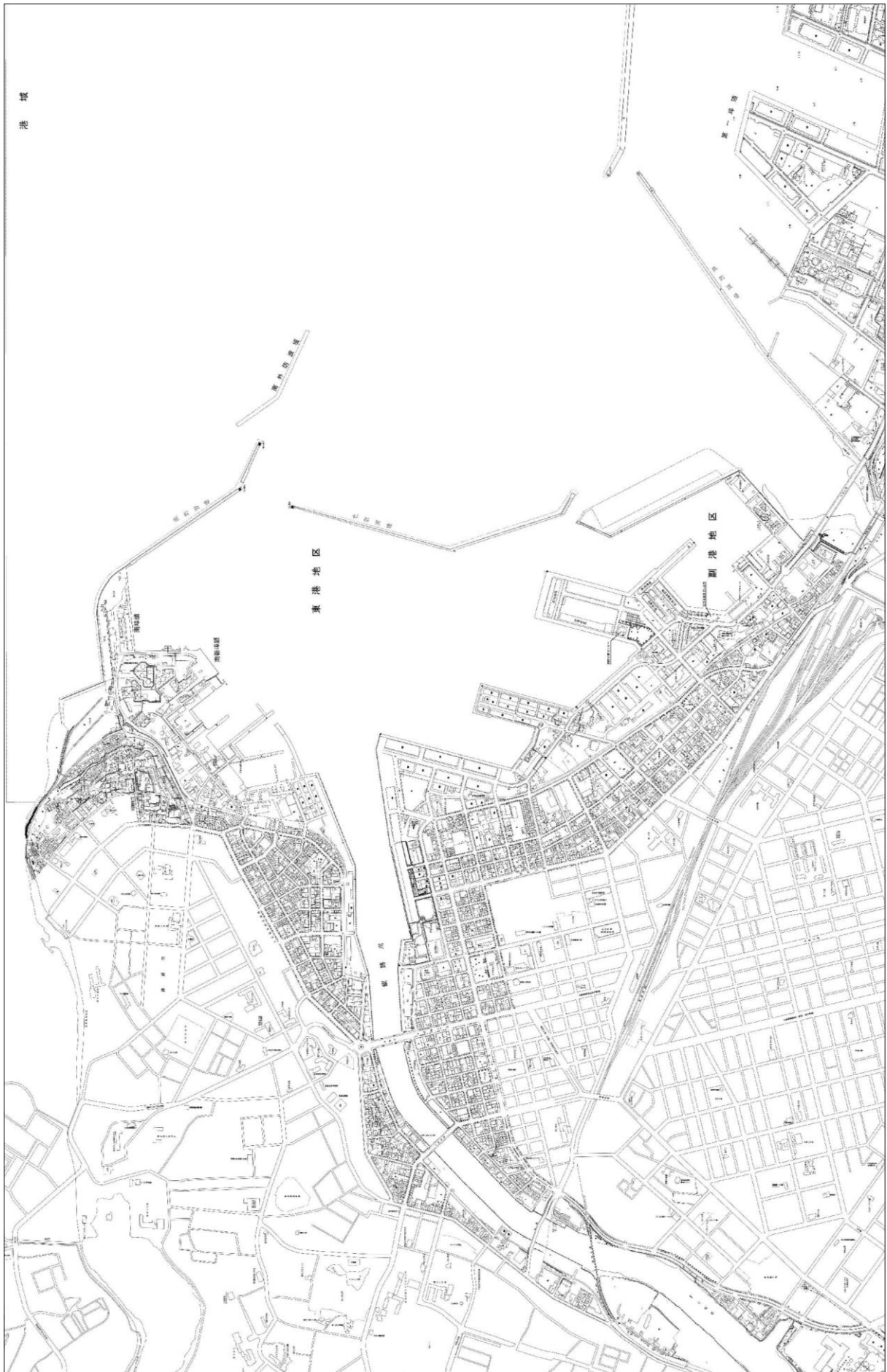


図 7-3-3 被害状況記入シート（東港区）



図 7-3-4 被害状況記入シート（西港区）